

# 小中一貫教育の全体の制度設計

## ◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

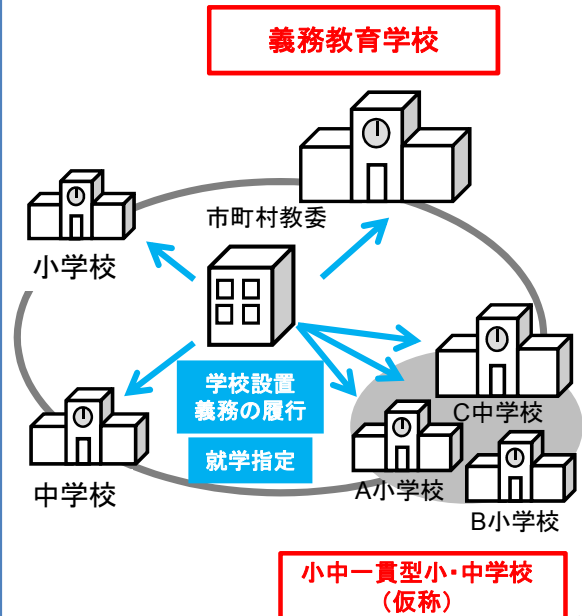
## ◎小中一貫教育の2つの類型

今回学校教育法等  
改正で措置

今後政省令  
改正で措置

	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成  ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※)  ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長  ・一つの教職員組織  ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)  (制度化に伴う主な支援策) 9年間で適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長  ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※)  ・教員は各学校種に対応した免許を保有  (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能  (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能  (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

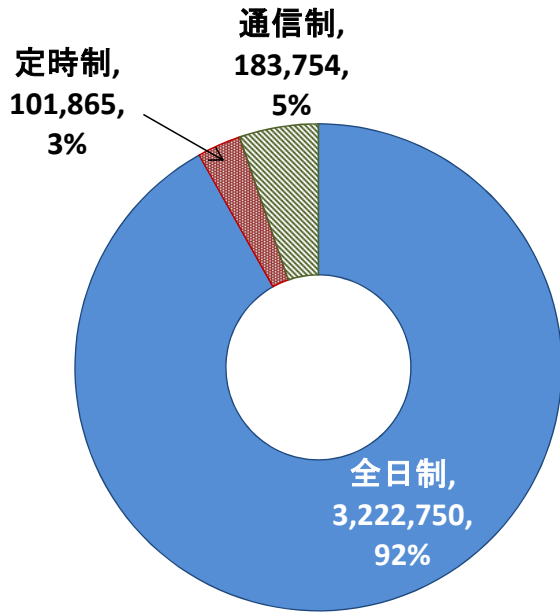
## ◎ 制度化後のイメージ



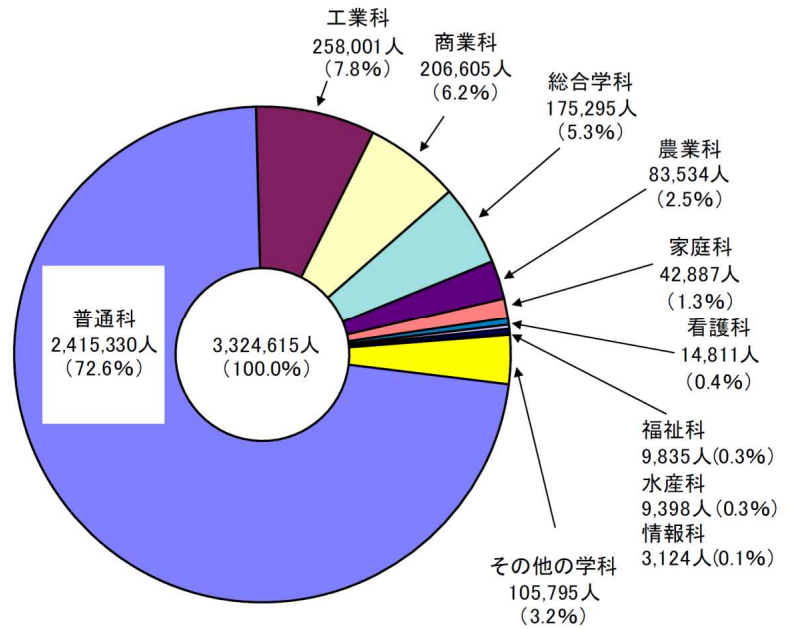
## 5 - 3 . 高等学校

# 高等学校の基本情報

課程別(全日制・定時制・通信制)在学者数(本科)



学科別在学者数(本科)

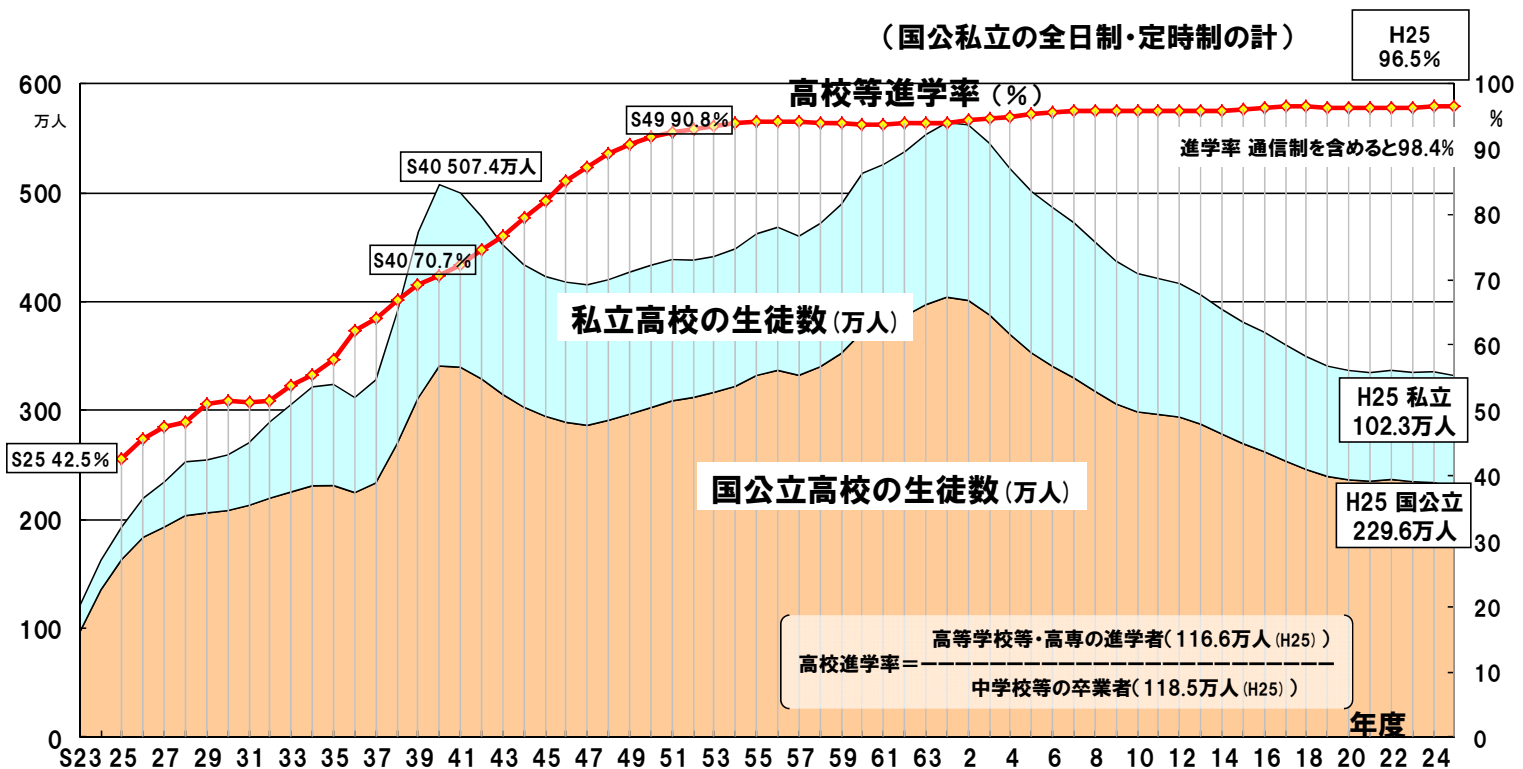


※通信制と定時制の弊習者等を含むため、合計が全在学者数と一致しない。

文部科学省「学校基本調査(平成25年度)」

## 高等学校等への進学率・高等学校在籍者数[推移]

高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90%を超えて以降、緩やかに増加。



文部科学省「学校基本調査(平成25年度)」

## 高等学校学習指導要領の構成

### 第1章 総 則

教育課程編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目等の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項等について規定

### 第2章 各学科に共通する各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定  
国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

### 第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定  
農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、  
体育、音楽、美術、英語

### 第4章 総合的な学習の時間

### 第5章 特 別 活 動



## 必修教科・科目について

- ・卒業に必要な74単位のうち、全学科共通で必修及び選択必修の教科・科目の単位数は、最低で38単位。  
(専門学科においては、これに加えて専門教科・科目25単位以上が必要。)
- ・実際には、多くの学校で90単位程度の授業を開講している。  
(標準単位数よりも多い単位数を設定することや、下記の学校設定教科・科目の設定などによる)

## 学校設定教科・科目

学校は地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領に定められた教科及び科目のほかに、独自の教科及び科目を設けることができる。

(普通科の場合、卒業までに修得させる単位数に含めることができる単位数は20単位まで)

### 学校設定教科・科目の例

- ・地域の自然、特産等に関する教科・科目  
「〇〇学」「〇〇文化」「観光」など  
(具体例)  
「い草」(熊本県立八代農業高校)「そば」(北海道幌加内高校)
- ・各教科の発展的な学習を行う科目  
「〇〇研究」「発展〇〇」など
- ・必修科目の前により基礎的な学習を行う科目  
「〇〇基礎」「ベーシック〇〇」など
- ・教科横断的な探究学習等を行う教科・科目  
「課題研究」「探究」など
- ・スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクールとして取り組む教科・科目  
「スーパーサイエンス〇〇」「グローバル〇〇」など
- ・自己認識、学習方法、思考力等に関する教科・科目 等

## 高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革(骨子)

### ①高等学校教育改革

- ◆ **学習指導要領の抜本的見直し、アクティブ・ラーニングの飛躍的充実。**
- ◆ **教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入。**

### ②大学入学者選抜改革

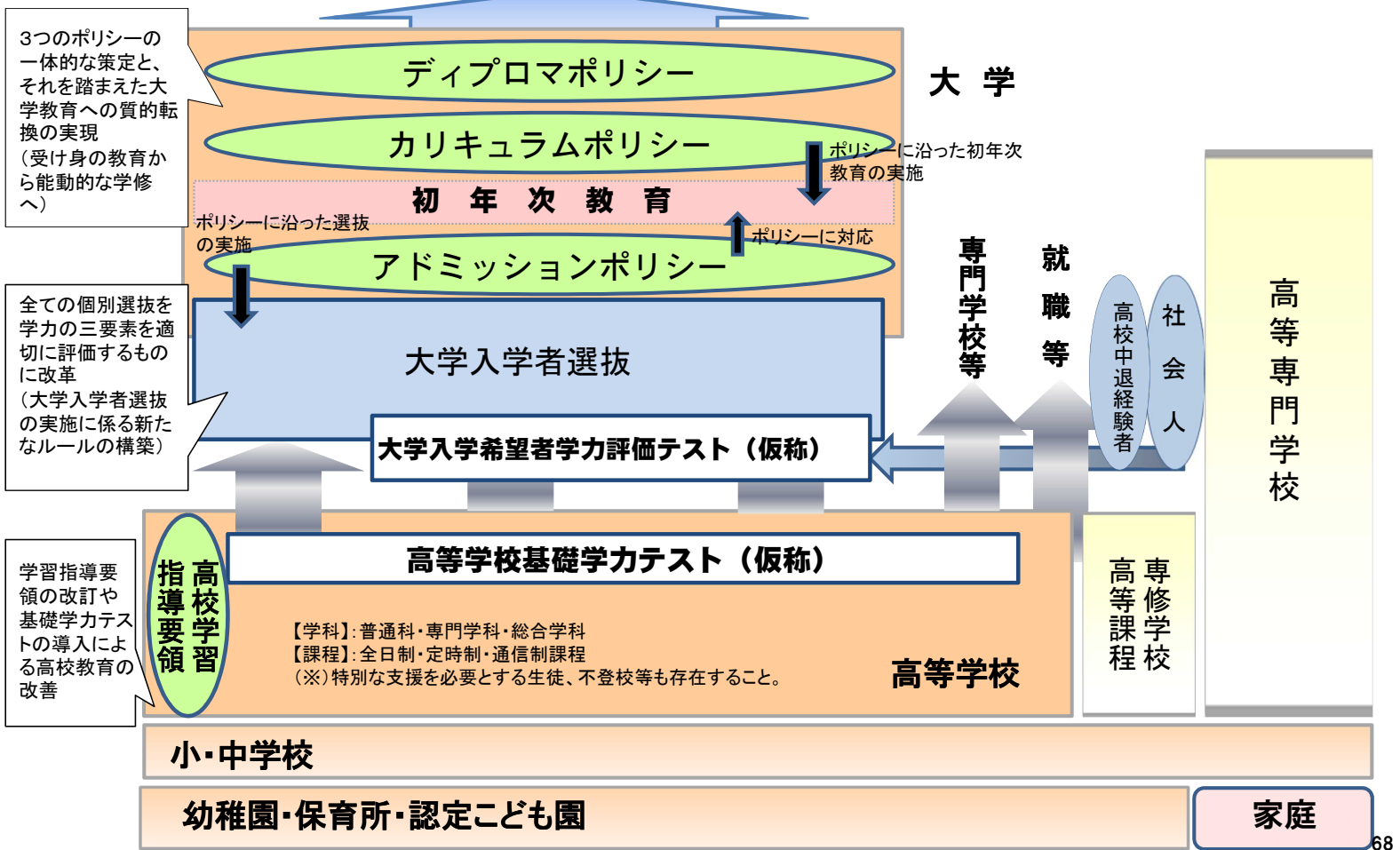
- ◆ **各大学の個別選抜は、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)において明確化。多面的な選抜方法をとるものとする。**
- ◆ **「知識・技能」を基盤として「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入。**

### ③大学教育改革

- ◆ **アドミッション・ポリシーのほか、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)の一体的策定・公表、カリキュラム・マネジメントの確立。**
- ◆ **アクティブ・ラーニングへと質的に転換。**

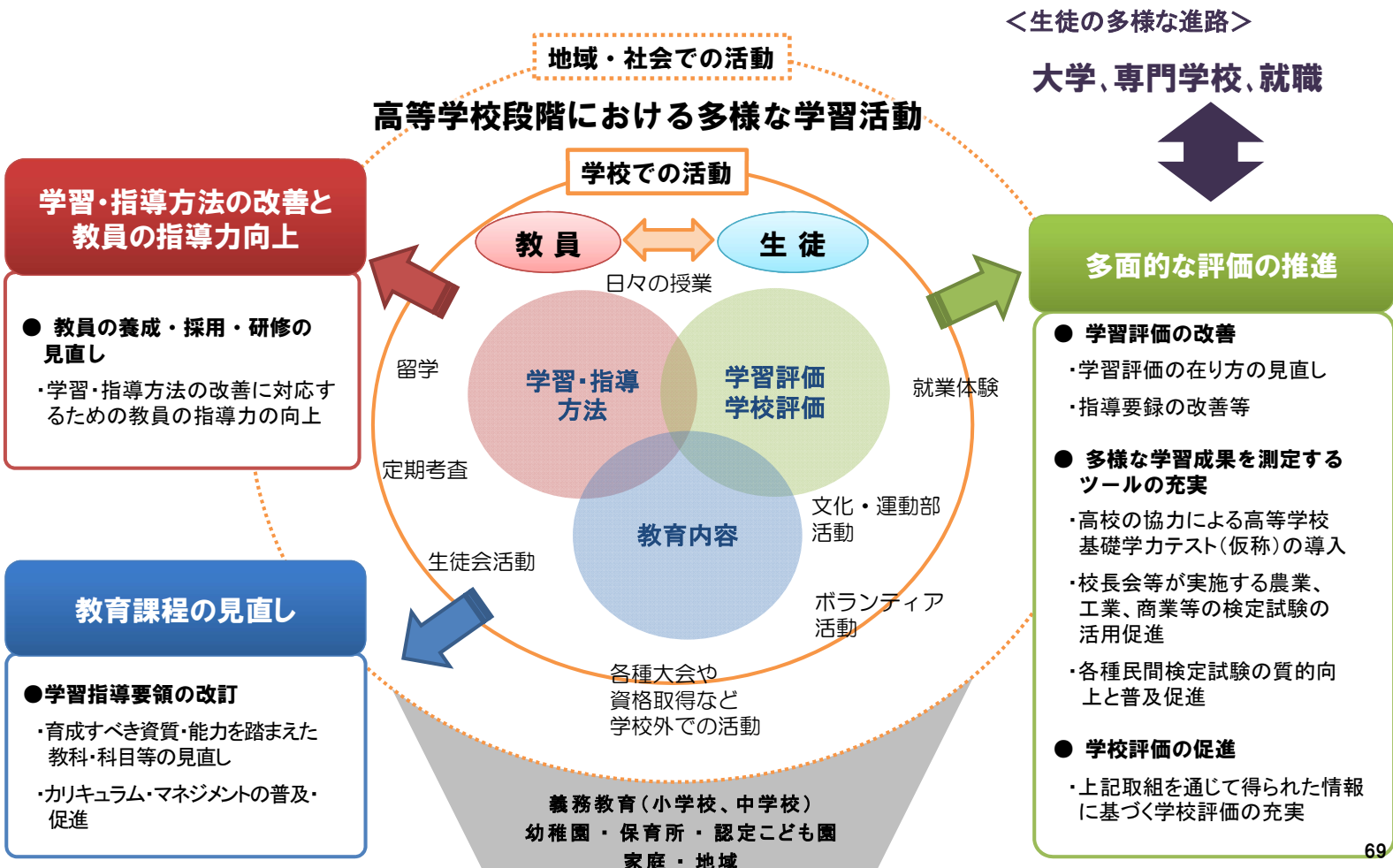
# 初等中等教育から大学教育までの一貫した接続イメージ(高大接続改革の全体像)

社会への送り出し (学校教育の入り口から出口まで一貫して社会との関係を重視)



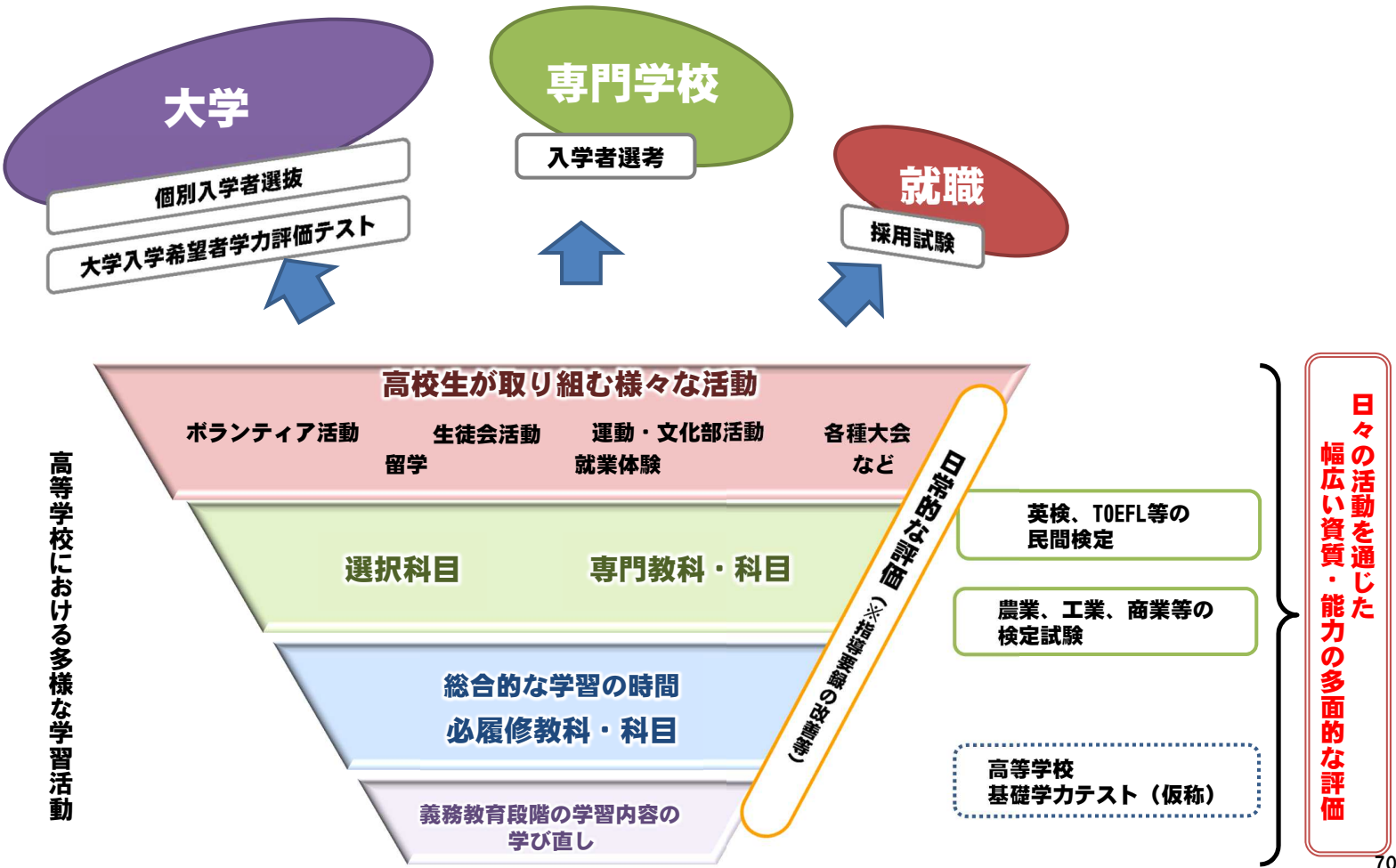
## 高等学校教育の質の確保・向上に向けた全体的な取組について (案)

～ICT活用をはじめとする様々な教育活動を通じ、生徒の主体的・協働的な学習の確立を目指す～



# 高等学校における今後の評価の在り方について（案）

～ 高等学校段階から進学・就職までを通じた幅広い資質・能力の多面的評価の推進 ～



## 5 - 4 . 特別支援教育

# 特別支援教育に関する現状

障害者の権利に関する条約の批准 (H19日本国署名、H26/1/20日本国批准、2/19発効)

★インクルーシブ教育システムの構築 ★個人に必要とされる合理的配慮の提供 など  
中教審初等中等教育分科会報告 (H24) を踏まえ  
通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において特別支援教育を推進

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性

- ◆在籍者数等→特別支援教育の対象児童生徒数が増加
  - 特別支援学級 (H26小・中学校)  
187,100人 (H16年比で2.1倍)
  - 通級による指導 (H26小・中学校)  
83,750人 (H16年比で2.3倍)
  - 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合  
6.5% (H24推計値 (公立小中) )
- ◆支援体制 →幼稚園、高等学校の整備状況に課題
  - 特別支援教育コーディネーター  
幼62.6%、小99.3%、中95.3%、高83.8%
  - 個別の教育支援計画/個別の指導計画※  
(支) 幼65.9%、小87.7%、中86.4%、高59.3%  
(指) 幼76.6%、小98.1%、中95.6%、高67.1%  
※該当者がいない学校数を除いた割合

特別支援学校

- ◆在籍者数等 (H26) 135,617人  
(H16年比で1.4倍)  
うち
  - 高等部生徒  
65,370人 →増加傾向
  - 知的障害のある児童生徒等  
121,544人 →増加傾向
  - 単一の障害種 99,492人
  - 複数の障害種 36,125人  
→障害の状態の多様化 (重度・重複を含む)
- ◆高等部卒業後の進路
  - 施設医療機関64% (H16 56%)
  - 就職者28% (H16 20%)

学習指導要領等における特別支援教育に関する記述の更なる充実

特別支援学校学習指導要領等の改善充実

一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実

72

## 特別支援教育の推進について (平成19年4月1日付け19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知)

### 1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

#### ◎学校教育法

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

73



# 特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

## 特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%  
(約6万9千人)

## 小学校・中学校

### 特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害  
聴覚障害 病弱・身体虚弱  
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%  
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

3.33%  
(約34万人)

### 通常の学級

#### 通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症  
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)  
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%  
(約8万4千人)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒  
6.5%程度の在籍率

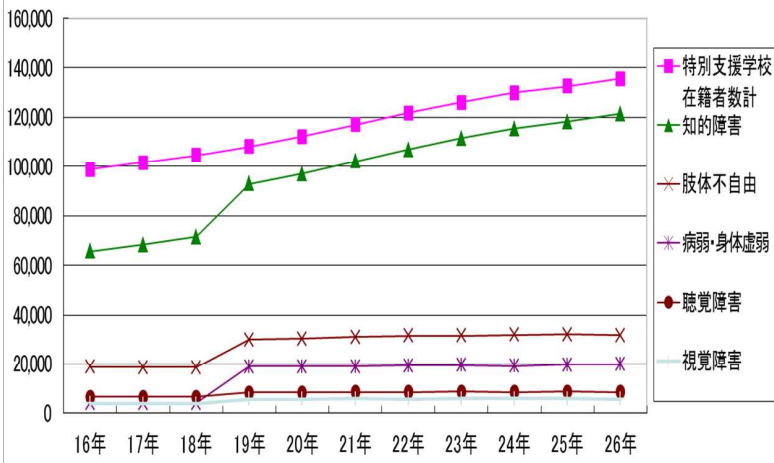
(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

増加傾向

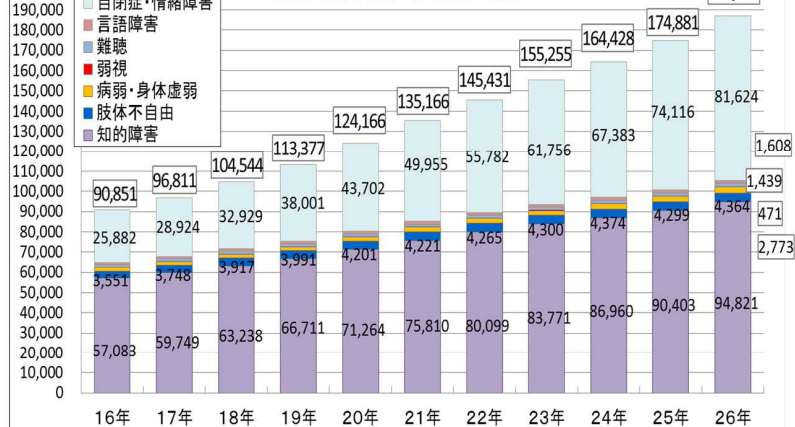
※ この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

# 特別支援学校等の在籍者数の推移(各年5月1日現在)

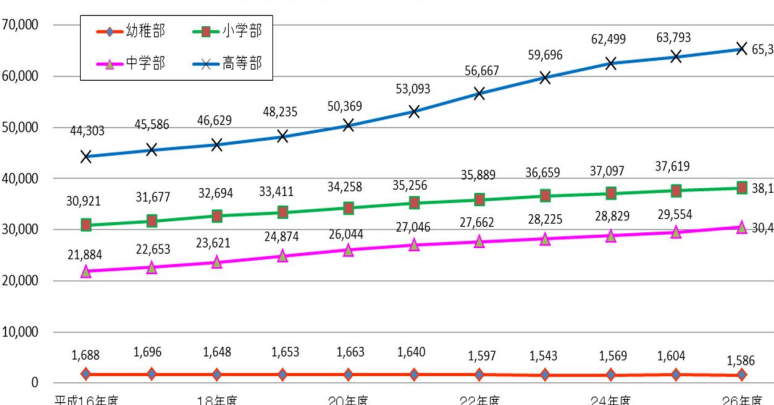
特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



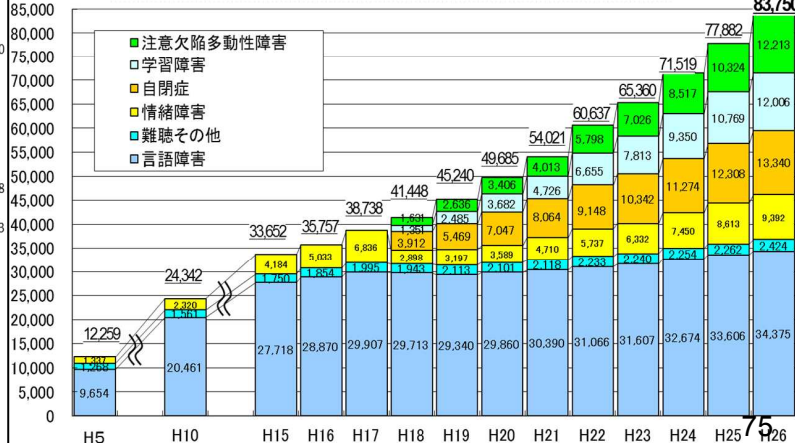
特別支援学級に在籍者数の推移



特別支援学校の在籍者数の推移(学部別)



通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



	障害のある幼児児童生徒への指導上の配慮	交流及び共同学習
幼稚園教育要領 (第3章-第1-2)	(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。	(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。
小学校学習指導要領 (第1章-第4-2)	(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。	(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。
中学校学習指導要領 (第1章-第4-2)	(8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。	(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。
高等学校学習指導要領 (第1章-第5款-5)	(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。	(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

## 小・中学校における特別支援学級の特別の教育課程について

### 【学校教育法施行規則】

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

### 【通知】

(「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について(通知)」(20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長))

小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する

### 【小学校学習指導要領解説 総則編】

学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

# 小・中学校における通級による指導の特別の教育課程について

## 【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

## 【平成5年1月28日 文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

## 【小学校学習指導要領解説 総則編】

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

78

## 特別支援学校学習指導要領（H21.3告示）の概要

### 【1. 教育のねらい】

- 小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、児童生徒等の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

### 【2. 教育課程の編成】

- (1) 小・中学校等に準じた各教科等のほか、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」を加えて編成。
- (2) 知的障害者を教育する特別支援学校の各教科等・知的障害の児童生徒に応じた教育を行うため、小・中学校等とは異なる独自の教科を設定（小学部の「生活科」、中学部の「職業・家庭」など）。
  - ・内容を学年別に区分せず、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階で示す。
  - ・各教科、道徳、特別活動、自立活動の一部又は全部を合わせた「各教科等を合わせた指導」（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）が可能。
- (3) 重複障害者等の教育課程の取扱い
  - ・下学年・下学部の各教科の目標・内容との代替等
  - ・知的障害を併せ有する場合の知的障害の各教科等との代替
  - ・各教科等に替えて自立活動を主とした指導
  - ・障害のため通学することが困難な児童生徒に対する訪問教育

### 【3. 自立活動】

- (1) 内容・構成
    - ・人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成。
    - ・「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の各区区分ごとに示された、3～5項目の内容の中から、個々の児童生徒等の障害の状態等に応じ必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定。
- ＜自立活動の例＞
- ・姿勢保持や移動、食事・排泄、衣服の着脱などの日常生活動作の指導（肢体不自由）
  - ・白杖を使った歩行指導、拡大読書器・弱視レンズ等の視覚補助具の活用の指導（視覚障害）など

### 【4. 一人一人の障害の状態等に応じた指導】

- ・「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成。

### 【5. 交流及び共同学習の推進】

- ・障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進。

79

# 障害者の権利に関する条約(教育関係)

## 目的

- 障害者の人権・基本的自由の享有の確保
- 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

## 経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月 日本国署名
- ・平成20年 5月 条約発効  
(この間、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正など)
- ・平成26年1月20日 日本国批准(発効は2月19日)

## 教育部分(第24条)

- 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、**障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels)**及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
  - 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
  - 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
  - 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
  - 個人に必要とされる**合理的配慮 (reasonable accommodation)**が提供されること。
  - 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
  - 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

80

# 障害者基本法の改正(平成23年8月)

## 経緯等

- 平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成16年6月 障害者基本法改正
- 平成23年3月 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月 障害者基本法案閣議決定
- 平成23年7月 衆議院で一部修正の上、可決 → 参議院で可決・成立
- 平成23年8月 障害者基本法改正(公布・施行)

(「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分については平成24年5月21日施行。)

## 教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は改正部分。斜字部は衆議院一部修正)  
(教育)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

**2** 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

**3** 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

**4** 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】  
(教育)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

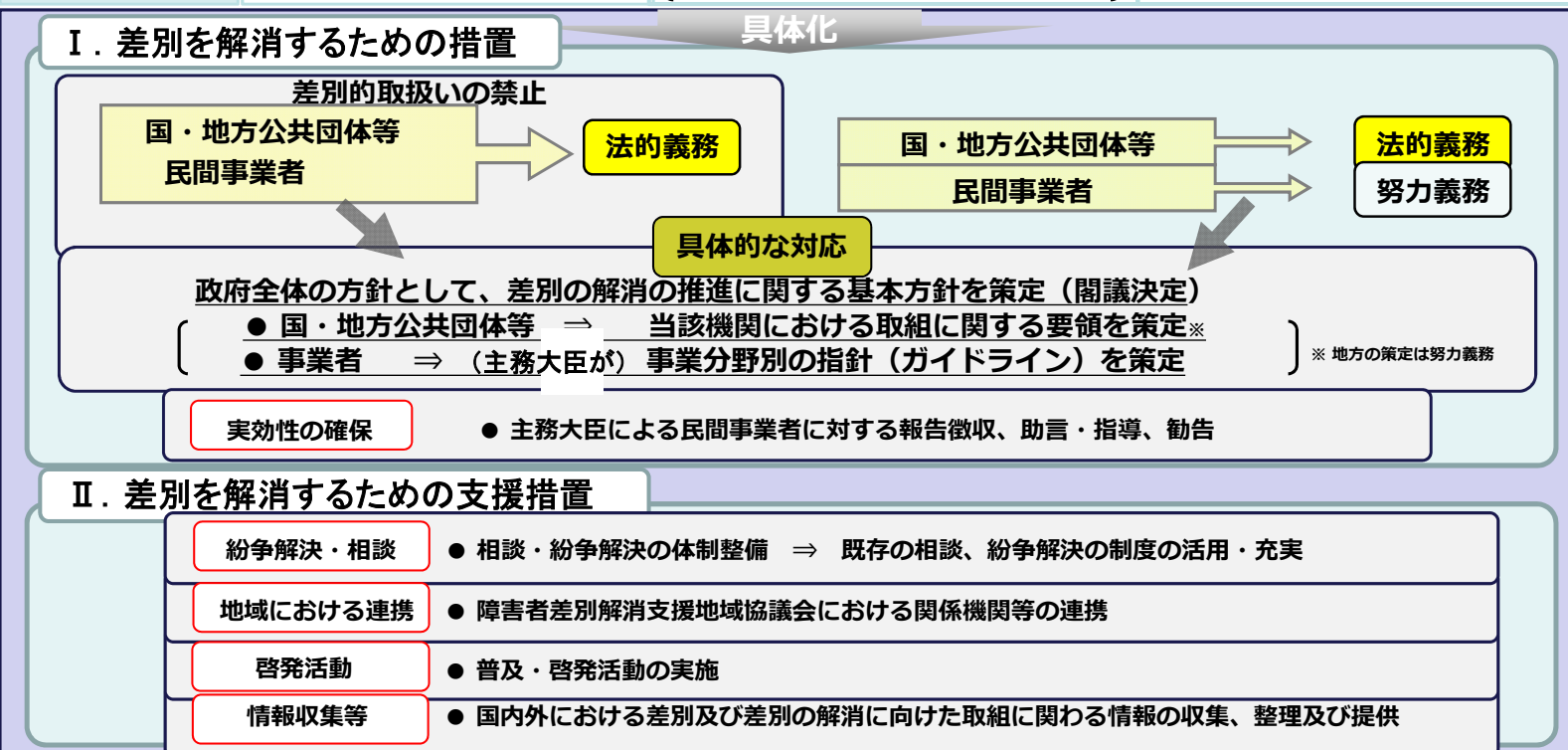
**2** 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

**3** 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

81

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--



## インクルーシブ教育システムについて(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

### 【インクルーシブ教育システム】

○ 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

○ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

○ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

【合理的配慮】

(→中教審報告における合理的配慮の定義)

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
  - ・ 学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整を行うこと**
  - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**
  - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

○ 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点(※)を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

※中教審報告において、合理的配慮の3観点11項目を整理

【障害者差別解消法(H25.6成立、H28.4施行)】

○ 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。(第7条第2項)

(※事業者は努力義務) 84

交流及び共同学習の充実について(中教審初中分科会報告概要)

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(2)「基礎的環境整備」について

○ 改正障害者基本法の理念に基づき、**障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができるように配慮する観点から、交流及び共同学習を一層推進していくことが重要**である。また、一部の自治体で実施している**居住地校に副次的な籍を置くこと**については、**居住地域との結び付きを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進する上で意義**がある。居住地校交流を進めるに当たっては、**幼児児童生徒の付き添いや時間割の調整等が課題**であり、それらについて検討していく必要がある。また、**特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習も一層進めていく必要がある**。

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(3)交流及び共同学習の推進

- 特別支援学校や特別支援学級を設置している学校における交流及び共同学習は必ず実施していくべきであるが、**特別支援学級を設置していない学校においても、交流及び共同学習以外の形であっても何らかの形で、共生社会の形成に向けた障害者理解を推進していく必要がある**。
- **特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要**である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、**特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要**である。

## 6. 各教科等における 改訂の具体的な方向性

### 6-1. 各教科等の現状と課題

# 国語に関する現状について ①

## 現状と課題

※【 】内は参考にしたデータ等

○生徒の「読解力」は、世界的にみて高い水準にある。

- ・PISA2012の結果において、「読解力」の平均得点は、2009年に引き続き、有意に上昇している。
- ・PISA2012の結果において、「読解力」の習熟度レベル1以下の下位層の割合が減少し、レベル5以上の上位層の割合が増加している。

○小中学校において、言語活動の充実を踏まえ、授業改善が図られている。

- ・言語活動を重視して授業を行っている／どちらかといえば行っていると回答した教師の割合は、どの学年においても90%を超える。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査(国立教育政策研究所)】
- ・各教科等の指導のねらいを的確にした上で、言語活動を適切に位置付けた学校の割合は、小学校で約91.8%、中学校で約86.4%である。【平成27年度全国学力・学習状況調査】
- ・「国語の授業で目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりしていますか」の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合は、平成21年度は小学校で約56.1%、中学校で41.5%であったが、平成27年度は小学校で約65.3%、中学校で約58.8%と高くなっている。【平成21・27年度全国学力・学習状況調査】

○コミュニケーション能力の育成が求められている。

- ・企業・大学生ともに、社会に出て活躍するために必要だと考える能力要素として「コミュニケーション力」を挙げているが、企業側は学生に対し、「コミュニケーション力」の不足を感じている。【大学生の「社会人観」の把握と「社会人基礎力」の認知度向上実証に関する調査(平成22年経済産業省)】
- ・人の言いたいことが理解できなかった経験がある人の割合は約67%、自分の言いたいことが伝わらなかった経験がある人の割合は約63%である。【平成24年度国語に関する世論調査】
- ・場面や状況を踏まえて話したり、話し手の意図を踏まえて質問したりすることに課題がある。また、話合いの目的を踏まえた上で、観点に沿って発言を整理したり、話合いの報告を捉えて話したりすることに課題がある。【平成26年度全国学力・学習状況調査、平成25年度全国学力・学習状況調査(中学校)、平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・コミュニケーション能力に係る以下の質問に肯定的に回答した児童生徒の割合は、以下のとおり。【平成25年度全国学力・学習状況調査】
  - \*「友達の前で自分の考えや意見を発表することは得意ですか」(小学校49.5%、中学校48.4%)
  - \*「自分の行動や発言に自信を持っていますか」(小学校56.1%、中学校49.8%)
  - \*「友達に伝えたいことをうまく伝えることができますか」(小学校72.8%、中学校67.4%)
- ・話合いや論述など「話すこと・聞くこと」「書くこと」の学習指導が低調で、生徒のコミュニケーション能力の育成に課題がある。【「学習指導と学習評価」に対する意識調査報告書」財団法人日本システム開発研究所(平成21年度文部科学省委託調査報告書)】

88

# 国語に関する現状について ②

○伝えたい内容を明確にして表現したり、文章の内容や形式等を正確に理解したりすることに課題がある。

- ・伝えたい事柄が適切に伝わるように、図やグラフと関連付けて書いたり、文章の種類や特徴に応じて効果的に書いたりすることや、目的に応じて必要な情報を適切に取り上げて書いたり、書き方を工夫して書いたりすることに課題がある。【平成27年度全国学力・学習状況調査、平成25・26年度全国学力・学習状況調査(中学校)、平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査(国立教育政策研究所)】
- ・伝えたい事実や事柄、自分の考えについて、根拠を明確にして具体的に書いたり、話したりすることに課題がある。【平成27年度全国学力・学習状況調査(中学校)、平成26年度全国学力・学習状況調査】
- ・目的に沿って話合い、互いの発言を検討することに課題がある。【平成26年度全国学力・学習状況調査(中学校)】
- ・文の構成を理解したり、表現の工夫を捉えたりすることや、必要な箇所を適切に引用することに課題がある。また、文の中における主語を捉えることに課題がある。【平成26・27年度全国学力・学習状況調査(小学校)】
- ・登場人物の相互の関係を捉えることや、登場人物の行動を基にして、場面の移り変わりを捉えることに課題がある。【平成26・27年度全国学力・学習状況調査(小学校)、平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】

○課題を解決するために、必要な情報を収集し的確に整理・解釈したり、自分の考えをまとめたりすることに課題がある。

- ・課題解決のために、必要な情報を集めたり、読むべき箇所を自ら判断したりすることに課題がある。また、目的に応じて文章を要約したり、複数の情報を関係付けて理解を深めたりすることに課題がある。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・文章を読んで新たな課題を見だし、見直しをもって情報を集めることに課題がある。また、課題解決のために、複数の資料から適切な情報を得て、伝えたい内容や自分の考えが明確に伝わるように書くことに課題がある。【平成25・26・27年度全国学力・学習状況調査(中学校)】
- ・複数のウェブページから目的に応じて特定の情報を見付け出し、関連付けることに課題がある。また、情報を整理し、解釈することや受け手の状況に応じて情報発信することに課題がある。【平成25年度情報活用能力に関する調査】
- ・文章の内容を評価し、目的に応じて適切に活用することができる生徒は約4割にとどまっている。【平成23年度特定の課題に関する調査(論理的な思考)】
- ・高等学校の国語教師に対する「日頃の授業などでどのような言語活動を通した指導をしているか」の質問で、肯定的な回答が3割に満たなかった項目は、「文字、音声、画像などのメディアによって表現された情報を、課題に応じて読み取り、取捨選択して資料にまとめる」「課題を設定し、様々な資料を調べ、その成果をまとめて発表したり、報告書や論文にまとめたりする」等であった。【平成23年度特定の課題に関する調査(論理的な思考)】
- ・児童生徒の読書状況については、平成26年は、25年に比べ、小学生の平均読書冊数は大きく増加したが、中高生は減少している。また、1か月間に読んだ本が0冊の不読者の割合は、小中学生は減少したが、高校生は増加している。【第60回読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)】

○古典を学習する楽しさや学習する意義を感じさせる指導に課題がある。

- ・「古典は好きですか」の質問に、肯定的に回答した生徒は29.3%である。また、同質問に肯定的な回答をした生徒の方が、国語A及び国語Bの平均正答率が高い傾向が見られる。【平成25年度全国学力・学習状況調査(中学校)】
- ・「古文は好きだ」「漢文は好きだ」の質問に、否定的な回答をした生徒は、古文72.6%、漢文71.2%である。【平成17年度高等学校教育課程実施状況調査】



# 小・中学校社会科教育に関する現状について

## 小・中学校社会科教育に関する現状と課題

※【 】内は参考にしたデータ等

### ①情報を基に考察する力や表現する力

- ・資料から読み取った情報を基に、比較・関連付けたり、多面的・多角的に考えたりすることに課題  
【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査(国立教育政策研究所)】
- ・社会的事象について、自分の考えを根拠を上げて説明することに課題  
【平成18年度「特定の課題に関する調査(社会)」(国立教育政策研究所)】

### ②社会的事象への関心、社会参加への意欲

- ・学んだことを基に自分たちがすべきことを考えたことがあると肯定的に答えた子供が75%を超える一方で、社会的事象への関心事項として「我が国の政治」への関心が他の項目(伝統文化、農業、国際関係等の7項目)に比べて最も低い。  
【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・自分の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれないと考える中・高校生は諸外国に比べて低い、我が国の中学生と高校生とを比べた場合、中学生の方が高校生に比べて肯定的な回答が高い。  
【平成21年(財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識」】

### ③基礎的・基本的な知識、概念や技能の習得

- ・47都道府県の名称と位置、明治期以降の歴史上の人物と業績に関する知識の習得に課題  
【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・地図や地球儀上で、位置関係を捉える技能、地図から情報を読み取る技能に課題  
【平成15年度中学校教育課程実施状況調査】【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・時代区分や年代の表し方、昭和初期から第二次世界大戦後に関する理解に課題  
【平成15年度中学校教育課程実施状況調査】
- ・議院内閣制や需要と供給など、政治や経済に関する基本的な概念の理解に課題  
【平成15年度中学校教育課程実施状況調査】【平成18年度「特定の課題に関する調査(社会)」】

90

# 歴史教育に関する現状について

## 生徒及び教師等の課題

※【 】内は参考にしたデータ等

### ①科目履修の状況

- 【平成27年度使用教科書採択状況(文科省調べ)】 世界史A・B1,369,457冊, 日本史A・B976,189冊, 地理A・B691,218冊  
〔参考値;高等学校生徒数 3,334,019人(特別支援学校除く)〕

### ②近現代史の学習の定着状況は、他の指導内容に比べて低い傾向

- 【平成17年度教育課程実施状況調査(国立教育政策研究所)】  
(例) 世界史B「(5)地球世界の形成」では、設定通過率を上回る31.3%・同程度31.3%・下回る37.5%  
(例) 日本史B「(6)両世界大戦期の日本と世界」では、設定通過率を上回る0.0%・同程度12.5%・下回る87.5%

### ③学習活動の工夫に課題

- 【平成17年度教育課程実施状況調査】～教師質問紙における次の質問に対する回答～  
「課題解決的な学習を取り入れた授業を行っていますか。」  
「肯定的回答」合計(世界史B:12.8%、日本史B:14.0%)、「否定的回答」合計(世界史B:86.9%、日本史B:80.6%)  
「調べたことを発表させる活動を取り入れた授業を行っていますか。」  
「肯定的回答」合計(世界史B:4.9%、日本史B:7.7%)、「否定的回答」合計(世界史B:95.1%、日本史B:87.0%)

# 地理教育に関する現状について

## 生徒等の課題

※【 】内は参考にしたデータ等

### ①最低限の地理的知識をもたずに高校を卒業する生徒の増加

【2014年度使用教科書採択状況】 世界史A・B1,382,886冊, 日本史A・B983,408冊, 地理A・B691,746冊  
〔参考値; 高等学校生徒数 3,532,876人(特別支援学校除く)〕  
【日本地理学会による大学生地理認識調査(2014)】～各国名について地図中からその位置を適切に選択した者の割合～  
フィンランド52.4%(履修者66.7%, 格差14.3%), スイス46.1%(格差15.4%), ベトナム43.5%(格差15.4%)

### ②地球環境の危機や防災に関する教育の必要性

### ③地理的思考力や地理情報システム(GIS)など地図・地理空間情報を活用できるスキルの育成が重要

〔以上, 日本学術会議(2011)〕

### ④海外や異文化一般への関心の後退〔同(2007)〕

## 教師等の課題

### 学習活動の工夫に課題〔同(2007)〕

【平成17年度教育課程実施状況調査(国立教育政策研究所)】～教師質問紙における次の質問に対する回答～  
「観察や調査・見学, 体験を積極的に取り入れた授業を行っていますか。」  
行っている方だ(1.5%), どちらかといえば行っている方だ(5.0%), 「否定的回答」合計(87.8%)  
「博物館や郷土資料館等の地域にある施設を活用した授業を行っていますか。」  
行っている方だ(0.0%), どちらかといえば行っている方だ(0.6%), 「否定的回答」合計(94.2%)

出典: 日本学術会議「現代的課題を切り拓く地理教育」(2007), 「新しい高校地理・歴史教育の創造」(2011)

92

# 公民教育に関する現状について

## 高校生・若者の意識や実態

※【 】内は参考にしたデータ等

### ①積極的に社会参加する意欲が国際的に見て低い

他人に迷惑をかけてはならないという意識が高い反面、自分の力で世の中を変えられると考えている若者が、諸外国に比べて少ない。

【内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(H25)、(財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識－日本・アメリカ・中国・韓国の比較－」(H21)】  
衆議院選挙の投票率では、20代の投票率は60代の半分以下。

### ②理論や概念の理解、情報活用能力が十分身につけていない

【平成17年度教育課程実施状況調査(倫理、政治・経済)】  
・政治や経済、現代社会の諸課題について、基礎的な理論や概念の理解に課題がある。  
・先哲の基本的な考え方を手掛かりとして自分自身の考え方や自分の体験と関連付けて自己の生きる課題として考えることに課題がある。  
・有用な情報を主体的に選択して活用したり、課題を考察した過程や結果を様々な方法で適切に表現したりする力が十分に身に付いていない。

### ③政治や経済の仕組み、働く意義等を学ぶことへの関心は高い

・政治・経済についての学習が大事だと思っている生徒の割合は国語や外国語に次いで高い。  
・若年層の就労者の多くは、働く上での権利・義務や働くことの意義を学校教育でもっと学ぶことが大切だと考えている。  
【日本労働組合総連合会「学校教育における『労働教育』に関する調査(H26)】

## 公民科教育の現状

・「課題解決的な学習を取り入れた授業を行っている」「調べたことを発表させる活動を取り入れた授業を行っている」と考えている教員は少ない。【平成17年度教育課程実施状況調査(倫理、政治・経済)教員質問紙(国立教育政策研究所)】

93

# 算数・数学教育に関する現状について

## 算数・数学教育の現状

※【 】内は参考にしたデータ等

①数学の学力の状況は、トップレベルにある。 数学的リテラシー：OECD諸國中2位。【PISA2012(15歳児対象)】

②先進的な理数教育を行う高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールとして指定し、支援。高校段階から、課題研究などに積極的に取り組み、成果をあげている。(平成27年度指定 203校)

### 成果 生徒の科学技術への興味・関心や姿勢に関する効果

SSHの取組を通して、科学技術に関する学習意欲や未知の事柄に対する興味の向上に加え、自分から取り組む姿勢、真実を探って明らかにしたい気持ちについても向上が見られる。SSH参加により…

■科学技術に関する興味・関心・意欲が向上したと回答した生徒：66% ■未知の事柄への興味が向上したと回答した生徒：72%

■自分から取り組む姿勢が向上したと回答した生徒：62% ■真実を探って明らかにしたい気持ちが向上したと回答した生徒：64%

【平成25年度スーパーサイエンスハイスクール意識調査】[国立研究開発法人科学技術振興機構]

## 算数・数学教育の課題

- ①学力の上位層割合は他のトップレベルの国・地域より低い。
- ②数学に対する不安を感じている生徒の割合は高い。③数学を有用と感じている生徒の割合は低い。

①数学的リテラシーレベル5以上の生徒の割合：日本24%、韓国31%、シンガポール40%

②数学に対する不安：日本 -0.36、シンガポール -0.16、OECD諸国平均 0.01 (値が大きいほど不安は弱い)

③数学における道具的動機付け：日本 -0.50、シンガポール 0.40、OECD諸国平均 -0.30 (値が大きいほど有用と感じている)

【PISA2012】

②算数・数学の勉強等に対する意識は、小学校と中学校で差がある。

「授業で学習したことは将来社会に出たときに役立つ」に対して「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合：

小学校6年生：90%、中学校3年生：72%

【平成27年度全国学力学習状況調査】

③数学の勉強が楽しいと答えた中学生の割合は、国際平均を下回る。

「勉強は楽しい」に対して「強くそう思う」、「そう思う」と回答した生徒の割合：日本 48%、国際平均 71%

【TIMSS2011】

■人口減少時代を迎える中、科学技術創造立国を目指す我が国にとって、科学技術で世界をリードしていくためには、次代を担う人材の養成・確保は極めて重要な課題である。そのためにも、初等中等教育段階からの理数教育の充実が求められるが、我が国では、算数・数学の学習する楽しさ、学習する意義の実感等については課題がある。

■社会生活などの様々な場面において、数量や図形などの知識をもとに課題を解決したり、必要なデータを分析したりして、意志決定をすることができるようになることは重要であり、小・中・高等学校教育全体を通じた算数・数学教育の改善を図ることが一層求められる。

■SSHにおける取組を通して科学技術に関する生徒の興味が高まるなどの効果が見られることを踏まえれば、主体性のある研究、探究活動に取り組むことが一層重要である。

94

# 理科教育に関する現状について

## 理科教育の現状

※【 】内は参考にしたデータ等

①理科の学力の状況は、トップレベルにある。 科学リテラシー：OECD諸國中1位。【PISA2012(15歳児対象)】

②先進的な理数教育を行う高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールとして指定し、支援。高校段階から、課題研究などに積極的に取り組み、成果をあげている。(平成27年度指定 203校)

### 成果 生徒の科学技術への興味・関心や姿勢に関する効果

SSHの取組を通して、科学技術に関する学習意欲や未知の事柄に対する興味の向上に加え、自分から取り組む姿勢、真実を探って明らかにしたい気持ちについても向上が見られる。SSH参加により…

■科学技術に関する興味・関心・意欲が向上したと回答した生徒：66% ■未知の事柄への興味が向上したと回答した生徒：72%

■自分から取り組む姿勢が向上したと回答した生徒：62% ■真実を探って明らかにしたい気持ちが向上したと回答した生徒：64%

【平成25年度スーパーサイエンスハイスクール意識調査】[国立研究開発法人科学技術振興機構]

## 理科教育の課題

①学力の上位層割合は他のトップレベルの国・地域より低い。

科学的リテラシーレベル5以上の生徒の割合：日本18%、シンガポール23%、上海27%

【PISA2012】

②理科の勉強等に対する意識は、小学校と中学校で差がある。

「授業で学習したことは将来社会に出たときに役立つ」に対して「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合：小学校6年生：75%、中学校3年生：55%

【平成27年度全国学力学習状況調査】

③理科の勉強が楽しいと答えた中学生の割合は、国際平均を下回る。

「勉強は楽しい」に対して「強くそう思う」、「そう思う」と回答した生徒の割合：日本 63%、国際平均 80%

【TIMSS2011】

④「社会に出たら理科は必要なくなる」と回答した割合は、日米中韓で最多。⑤理科自由研究の実施時期は小学5年生の時期が最多。

④日本：44.3%、米国22.4%、中国19.2%、韓国30.2% ⑤日本：小1で2割、小3で4割強、小5で6割を超えた高い比率。中3で3割弱まで減少、高校に入ると自由研究をほとんど行わなくなっている。

【高校生の科学等に関する意識調査H26】[独立行政法人国立青少年教育振興機構]

■人口減少時代を迎える中、科学技術創造立国を目指す我が国にとって、科学技術で世界をリードしていくためには、次代を担う人材の養成・確保は極めて重要な課題である。そのためにも、初等中等教育段階からの理数教育の充実が求められるが、我が国では、諸外国と比較して、理科の学習する楽しさ、学習する意義の実感等については課題がある。

■日進月歩で発展する科学技術と自然の事物・現象との関係を実感する機会を持たせることにより、理科好きの子供達の裾野を拡大していけるよう、小・中・高等学校教育全体を通じた理科教育の改善を図ることが一層求められる。

■SSHにおける取組を通して科学技術に関する生徒の興味が高まるなどの効果が見られることを踏まえれば、主体性のある研究、探究活動に取り組むことが一層重要である。

95

# 生活科に関する現状について

※【 】内は参考にしたデータ等

## 生活科の目標（平成20年3月告示）

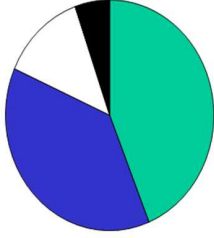
■目標：具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

## 生活科で育った学力についての調査研究の例

【日本生活科・総合的学習教育学会 平成16年】

### ●生活科の好き嫌い

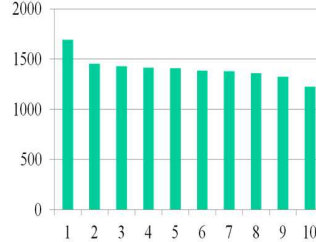
■調査対象：  
小学校3年生、6年生、  
中学校3年生、  
高等学校3年生  
■調査人数：2544人



■大すぎ 44  
■ややすき 38  
■ややきらい 13  
■きらい 5  
(%)

### ●生活科で身に付いた力

■調査対象：  
小学校3年生、  
6年生、  
中学校3年生、  
高等学校3年生  
■調査人数：2544人



1. 生き物に親しむ
2. 自分や友達よさに気付く
3. みんなで協力する
4. 挑戦したり、粘り強く努力する
5. 健康、挨拶などの習慣が身に付く
6. 自然を大切にすること
7. 感謝の気持ちをもつ
8. 夢を持って生活する
9. 学習したことを生活の中で使う
10. 公共施設が正しく利用できる

## 生活科に求められる役割

幼児期と児童期の教育との接続を円滑に進めることは、児童の円滑な小学校生活のスタートにつながるのと同時に、小学校としても現在問題となっているいわゆる「小1プロブレム」の発生を防止することにつながるなど、小学校側に大きなメリットを与えるものである。…（中略）…小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムが生活科などを中心に各小学校において進められている。生活科は、教科の性格上、国語、音楽、図画工作などの他教科等との合科的・関連的な指導を行うことが期待されており、新しい小学校学習指導要領生活科の解説では、小学校に入学した児童の学校生活への適応を進めるために「スタートカリキュラム」を編成し、生活科を中心とした合科的な指導を積極的に行うことが示された。このような生活科などを中心としたスタートカリキュラムの取組は今後進めていく必要があり、その取組を進めるに当たっては、小学校低学年の教育課程全体を視野に入れて行われることが重要である。

【幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告） 平成22年11月11日幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議】

### <改善の方向性(例)>

- スタートカリキュラムの中核となる教科として、幼児教育との円滑な接続の観点から更なる充実を図る。
- 低学年における他教科等や中学年以降の各教科において育成される資質・能力との関係性を明確化する。

96

# 音楽、芸術（音楽）に関する現状について

## 現状と課題

※【 】内は参考にしたデータ等

○感性を働かせ、他者と協働しながら音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりするなどして、創造的に表現したり鑑賞したりする力を育成することが求められている。

- ・音楽を聴いて楽曲の特徴を捉えて言葉で適切に表すことや、音楽表現に対する思いや意図をもち言葉で適切に表すことなど、思考力・判断力・表現力等の育成に一部課題がある。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査(国立教育政策研究所)】
- ・言語活動がやや目的化し、音楽表現そのものを高めることや、音楽のよさ等を味わって聴くことが十分でない傾向が見られる。また、子供の工夫した表現や、音楽を聴いて感じ取ったこと等について、子供の学習の充実資するよう、適切に価値付けたり具体的にアドバイスをしたりすることが十分でない傾向が見られる。【教育課程の編成・実施に関する聴取資料(小・中・高)】
- ・「音楽の授業では、みんなで協力し、学び合っていますか」「歌ったり楽器を演奏したり音楽をつくったりするときに、自分はこう表したいという願いや考えをもつようになっていますか」という質問に肯定的な回答をした児童は、否定的な回答をした児童よりも、表現領域の思考力・判断力・表現力に関わる記述問題の通過率が10ポイント以上高い。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】

○我が国や郷土の伝統音楽に親しみ、一層よさを味わえるようにしていくこと、生活や社会における音楽の働きや音楽文化についての関心や理解を深めていくことが求められている。

- ・世界各国の音楽の中から、我が国の音楽を聴き分けることについては、相当数の児童ができていますが、我が国の音楽の様々な特徴をとらえて聴くことには課題がある。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・日本のうた(唱歌やわらべうた、民謡など)の指導について、興味・関心のもちやすさ、身に付けやすさのいずれにおいても、学年が上がるにつれて肯定的に回答した教師の割合が減少し、第6学年の教師における肯定的な回答は5割以下だった。(興味・関心をもちやすい:第2学年78.8%、第4学年67.5%、第6学年46.0%、身に付けやすい:第2学年80.5%、第4学年67.5%、第6学年49.5%)【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・「音楽の学習が好きだ」という質問に68.1%の児童が肯定的に回答したのに対し、「音楽を学習すれば、普段の生活や社会に出て役立つ」という質問に肯定的に回答した児童は、47.7%だった。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・音楽文化についての理解を深める学習については、教師が知識を教えることにとどまり、生徒が実感をもって音楽文化の意味や価値を理解するまでには至っていない現状が見受けられる。【高等学校教育課程研究指定校の取組等より】

97

# 図画工作、美術、芸術（美術、工芸）に関する現状について

## 現状と課題

※【 】内は参考にしたデータ等

○感性や想像力等を豊かに働かせて、思考・判断し表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや、主体的で創造的な学習活動の充実が求められている。

- ・表したいことを見つけて絵に表すこと、我が国や諸外国の作品、暮らしの中の作品の表し方の変化、表現の意図や特徴などをとらえることに課題がある。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査(国立教育政策研究所)】
- ・表現と鑑賞に共通して働く資質・能力であるとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を育てるための視点である〔共通事項〕については、一部課題がある。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・育成する資質・能力と学習内容との関係の明確化についての各都道府県等の実施状況に関する質問事項において、育むべき資質・能力を意識した授業が見られるようになったなどの成果としての回答が約4割程度にとどまっている反面、約7割が美術の基礎的な能力が相互に関連して高まるような指導に至っていない等の課題を回答している。【教育課程の編成・実施に関する聴取資料(中学校)】
- ・表現及び鑑賞の活動自体が目的化するなど、育成する資質・能力と学習内容との関係が曖昧な指導の現状が見受けられる。【高等学校教育課程研究指定校の取組等より】

○生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての実感的な理解を深め、生活や社会と豊かに関わる態度を育成することが求められている。

- ・親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品の表し方の変化、表現の意図や特徴などをとらえることについては、相当数の児童ができていますが、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、暮らしの中の作品については課題がある。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・「図画工作の学習が好きだ」という質問に80.3%の児童が肯定的に回答したのに対し、「図画工作を学習すれば、普段の生活や社会に出て役立つ」という質問に肯定的に回答した児童は、60.0%だった。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・美術文化の理解を深める学習についての各都道府県等の実施状況に関する質問事項において、約5割が美術文化の継承と創造への関心が高まるような学習に至っていない等の課題を回答している。【教育課程の編成・実施に関する聴取資料(中学校)】
- ・美術文化についての理解を深める学習が、単に知識などを学ぶだけにとどまるなど、その価値を尊重し継承しようとする心情や態度の育成に至っていない現状が見受けられる。【高等学校教育課程研究指定校の取組等より】

98

## 芸術（書道）に関する現状について

### 現状と課題

※【 】内は参考にしたデータ等

○書の伝統と文化を踏まえ、生徒が感性を働かせて、表現と鑑賞の相互関連を図りながら能動的に学習を深めていくことが求められている。

- ・表現や鑑賞の創造的な活動において、書の伝統と文化を踏まえ、思考・判断して、表現を構想し工夫していく学習や、根拠をもって確かな言葉で批評し合うことで、書に対する見方や感じ方を広げていく学習に課題がある。【高等学校教育課程研究指定校の取組等より】
- ・育成する資質・能力と学習内容との関係を明確にした授業づくりが十分行われていない等の課題がある。【教育課程の編成・実施に関する聴取資料】

○書と生活や社会との関わり、書の伝統と文化の理解を深める学習の充実、書への永続的な愛好心を育むことが求められている。

- ・書の伝統と文化についての理解を深める学習については、単に知識などを学ぶだけにとどまる傾向があり、書の美の歴史的背景や諸文化との関連、また生活と社会との関わりなどに視点をあて、その価値を尊重し継承しようとする心情や態度の育成に至っていない現状が見受けられる。【高等学校教育課程研究指定校の取組等より】

○中学校国語科の書写との円滑な連携が求められている。

- ・中学校国語科の書写における文字文化についての認識を形成させる学習を進展させ、書の伝統と文化についての理解を深める鑑賞を中心とする学習が十分に行われていない等の課題がある。【教育課程の編成・実施に関する聴取資料】

# 家庭科、技術・家庭科（家庭分野）に関する現状について

## 児童生徒の意識や現状

※【 】内は参考にしたデータ等

### ①小・中・高校生のいずれも家庭科学習への関心や有用感が高い

- ・「ふだんの生活や社会に出て役立つ」の質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合はいずれも約9割。  
【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】【平成19年度特定の課題に関する調査(中学校)】(共に国立教育政策研究所)
- ・「家族やとなり近所に住んでいる人々と協力して生活していくために大切」の質問に肯定的な回答をした児童の割合は8割。
- ・「将来生きていく上で重要」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合は約8割。【平成24年度理系文系進路選択にかかわる意識調査】

### ②社会の変化に対応する能力が身に付いてきている

- ・物や金銭の計画的な使い方や目的に合った物の選び方の工夫については、通過率が高い。「日本の伝統的な生活の仕方を大切に思うようになりましたか」の質問に肯定的な回答をした児童の割合は8割以上。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・幼児と触れ合う活動を通して、「幼児が好き」「興味・関心がある」などの質問に肯定的な回答をした生徒が増加。
- ・子供は男女で協力して育てることや子育ての意義や親の役割などの質問に肯定的な回答をした生徒が多い。【平成19年 日本家庭科教育学会】

### ③知識・技能を活用して生活の課題を解決する能力や実践力を身に付けることに課題

- ・栄養のバランスを考えた1食分の献立や、環境に配慮して物を無駄なく使うための工夫等については、通過率が低い。  
【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・「分担した家庭の仕事をしていますか」の質問に肯定的な回答をした児童は約6割。【平成25年度全国小学校家庭科教育研究会調査】
- ・「学習した調理などを家庭でもやってみようとする」の質問に肯定的な回答をした生徒は約6割。【平成19年度特定の課題に関する調査(中学校)】

### ④家庭や社会とのつながりを考え、人と関わる力を高めることに課題

- ・家族の一員として協力することへの関心については、通過率が低い。【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・家族との具体的な関わり方の工夫については、通過率が低い。【平成19年度特定の課題に関する調査(中学校)】
- ・「ホームプロジェクト」と「学校家庭クラブ活動」を通して、家族や地域の人々と関わり、社会に参画することが十分ではない。【平成19年 日本家庭科教育学会】

## 教師の指導の現状

- ・「問題解決的な学習を取り入れた授業を行っている」と肯定的に回答した教師の割合は5割程度。  
【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】【平成19年度特定の課題に関する調査(中学校)】
- ・身に付けさせたい基礎的・基本的な知識や技能を明確にした適切な実習題材の設定、科学的な根拠に基づいて理解させる指導が十分ではない。  
【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】
- ・児童の生活経験の不足や、家庭での実践が十分ではない現状が見られ、「繰り返して知識や技能の定着を図る活動を取り入れた授業を行っている」の質問に肯定的な回答をした教師の割合は8割以上。【平成25年度全国小学校家庭科教育研究会調査】【平成24年度小学校学習指導要領実施状況調査】

# 技術・家庭科（技術分野）に関する現状について

## 生徒の状況及び生徒を取り巻く社会の変化

※【 】内は参考にしたデータ等

### ①技術と社会や環境とのかかわりの理解に課題

- ・「省資源や省エネルギーについて理解できましたか」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合は 59.1%
- ・「技術がどのように今日まで発達してきた、現在の社会にどのように活用されているかということについて理解できましたか。」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合は 62.7% 【平成19年度 特定の課題に関する調査(中学校)(国立教育政策研究所)】

### ②プログラミングや情報セキュリティー等の情報活用能力に課題

- ・「自動制御のアルゴリズムを示したフローチャートを作成する問題」の通過率は 17.9%
- ・「SNSの特性としての情報の拡散性を指摘する問題」の通過率は 26.7% 【平成25年度 情報活用能力調査】

### ③高度な技術製品の普及が進んでいる

- ・2005年3月から2015年3月までの10年間で、ブルーレイなどの光ディスクプレーヤー・レコーダーの普及率は49.0%から73.8%へ、デジタルカメラは46.2%から76.2%へ増加。【内閣府 消費動向調査 一般世帯の主要耐久消費財の普及率】
- ・またこの期間に、日本では、衝突被害軽減ブレーキ搭載乗用車(2008年)、一般電球型LED電球(2009年)、燃料電池車(2014)などが一般向けに発売を開始している。さらに、LED電球や3Dプリンター等、低価格化も急速に進んでいる。

### ④科学・技術イノベーションや持続可能な発展を担う人材の育成という観点からの技術教育の必要性

- ・「科学・技術イノベーションを担うことのできる人材」と、「科学・技術を正しく認識・評価し、その活用に関して適切に判断・行動し、適切な政策決定を行うことのできる人材」の育成に寄与し得る教育が今後の我が国において必須。  
【提言 科学・技術を担う将来世代の育成方策~教育と科学・技術イノベーションの一体的振興のすすめ~  
平成25年(2013年)2月25日 日本学術会議 科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会】
- ・我が国に限られた資源の中で新しいものを生み出し、持続可能な発展を続けていくためには、小学校から高等学校まで一貫した技術教育が必要。  
【日本産業技術教育学会要望書(平成27年5月15日)】

## 体育・保健体育の課題

### 【体育】

#### ○子供の体力に関する状況

- ・子供の体力について、昭和60年頃と比較すると低い状況にあること
- ・運動する子供としない子供の二極化傾向が続いていること

#### ○豊かなスポーツライフを実現する資質や能力の育成

- ・「する、みる、支える」などの多様なスポーツとの関わり方を楽しむことができる資質や能力を育成すること
- ・運動への関心や意欲等を高め、技能や知識、思考力・判断力等、公正・協力・責任・参画等の態度をバランスよく育む指導を充実すること
- ・体力や生活に応じて自己の運動課題の見直しを図り、学習したことを実生活や実社会で生かし、運動の習慣化につなげるとともに体力の向上を図ることのできる能力を育成すること
- ・学校において子供が運動に取り組む時間を適切に確保すること

### 【保健】

#### ○生涯にわたって健康を保持増進する実践力の育成

- ・健康に関する関心を高め、健康の保持増進を目指して主体的、協働的に取り組む学習が不十分
- ・健康情報を分析し、健康課題の解決や自他の生活の改善に活用する学習が不十分

#### ○現代的な健康課題の解決に役立つ内容の充実

- ・少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題の解決に役立つ内容が不十分である可能性
- ・心身の健康の保持増進とスポーツとの関連に課題

102

# 外国語教育に関する現状について

## 外国語教育の現状・課題

### ①学年が上がるにつれて英語の学習意欲に課題。4技能、特に発信能力(話す、書く)に課題。

- ・小学校5,6年生の72.3%、中学1年生の60.2%が「英語の授業が好き」と回答。【H26年度小学校外国語活動実施状況調査】
  - ・高校3年生の58.3%が「英語の学習が好きではない」と回答。【H26年度英語教育改善のための英語力調査】
  - ・生徒の英語力について、4技能全般、特に「話すこと」と「書くこと」の能力が課題。高校3年生はCEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)A1(英検3～5級程度)の上位～A2(英検準2級程度)の下位レベルが多い。【H26年度英語教育改善のための英語力調査】
- (参考)「第2期教育振興基本計画」に掲げる成果目標  
 中学校卒業段階:英検3級程度以上、高等学校卒業段階:英検準2級～2級程度以上を達成している中高生の割合:50%。  
 ⇒達成状況:中学3年生:約34.7%、高校3年生:約31.9%

### ②小学校高学年で「読む」「書く」も含めた言語活動への知的要求が高まっている

### ③校種間の接続が十分とは言えない

- ・中学1年生の約8割が、小学校で「英単語・文を読む」「英単語・文を書く」ことをもってよかったと回答。【H26年度小学校外国語活動実施状況調査】
- ・小中連携したカリキュラムの作成に取り組んでいる中学校区の割合:13.1%
- ・中高連携に取り組んでいる学校の割合:31.3% 【H26年度英語教育実施状況調査】

### ④自分の意見や考えを話したり書いたりすることができていると考える生徒の割合が低く、またそのような指導をしていると考える教員の割合も低い

- ・「エッセイなど、ある程度まとまりのある文章を書くことができている、ほぼできている」と回答した中学2年生の割合:33.6%
- ・「ディベートやディスカッションをすることができている、ほぼできている」と回答した中学2年生の割合:20.7%
- ・授業における言語活動の指導状況について、「よく行う、時々行う」と回答した中学校外国語科担当教員の割合:スピーチ:56.6%、プレゼンテーションやスキット(寸劇):36.0%、ディベート、ディスカッション:34.7%

【H26年度小学校外国語活動実施状況調査】

### ⑤「読んだ内容に基づいて書く」など技能統合型の言語活動を行っている生徒ほどスコアが高い

- ・4技能を効果的に活用した技能統合型の言語活動が十分ではない。特に、聞いたり読んだりしたことに基づいて英語で話し合ったり意見交換をしたりする経験(35.2%)や、ディベートやディスカッションの経験(17.3%)があると同等した高校3年生の割合は少ない。一方、試験結果が高い生徒(高校3年生)ほど、技能統合型の言語活動を行っている割合が高い。【H26年度英語教育改善のための英語力調査】※( )内の数値は、高校3年生が第2学年のときに「よくしていたと思う、どちらかといえばしていたと思う」と回答した割合。

103

# 情報教育に関する現状について

## 情報技術の進展及び子供の情報活用能力の現状

※【 】内は参考にしたデータ等

- ・高度な情報技術の進展により、
  - 情報通信機器や情報システムが社会生活や日常生活に深く浸透
  - 情報を活用したり発信したりする機会が一層増大
  - 情報通信機器の使いやすさが向上する一方で、その仕組みがいわゆる「ブラックボックス化」
  - SNS等の利用に関連するトラブルも増加
- 2010年前後からスマートフォンやSNSが急速に普及するなど、子供を取り巻く環境が前回改訂時から劇的に変化**  
スマートフォン保有率 6～12歳:20.5% 13～19歳:71.7% 【総務省「平成26年度通信利用動向調査」】
- ・知識基盤社会化、グローバル化等の進展により、未知の問題に対する問題解決能力の必要性等が増大
- ・高度情報社会を支えるIT人材育成の必要性

### ・情報活用能力の現状

- (小学生)
- 複数のウェブページから目的に応じて特定の情報を見つけ出し、関連付けることに課題
  - 情報を整理し、解釈すること、受け手の状況に応じて情報発信することに課題
- (中学生)
- 複数のウェブページから目的に応じて特定の方法を見つけ出し、関連付けることに課題
  - 複数のウェブページの情報を整理・解釈することや、受け手の状況に応じて情報発信することに課題
  - SNSの特性についての理解に課題
  - 自動制御に関する情報処理の手順についての理解に課題

【情報活用能力調査(小・中学校)平成25年度実施】

## 情報の科学的な理解に裏打ちされた情報活用能力を身に付けることが重要

各種政府方針においても、プログラミングや情報セキュリティ等、情報の科学的な理解の重要性を指摘

- 「日本再興戦略-JAPAN is BACK・改訂2015-」平成27年6月30日閣議決定(改訂)
- 「世界最先端IT国家創造宣言」平成27年6月30日閣議決定(改訂)
- 「教育再生実行会議第七次提言」平成27年5月14日

104

## 主として専門学科において開設される各教科・科目について(職業に関する各教科・科目)

### 現 状

#### ①職業学科(専門高校)の現状

- ・職業学科の生徒数の割合が昭和30年代には約4割であったものが、普通科の量的拡大に伴い、現在は約2割程度で推移(昭和30年 普通科60%、職業学科40% → 平成26年 普通科73%、職業学科19%)
- ・進路状況については、進学率の増加に伴い、就職率が減少(平成2年 進学23%、就職75% → 平成26年 進学44%、就職52%(なお、ここ5年では就職率が増加 平成22年46%→平成26年52%))

#### ②産業社会の変化

- ・近年の科学技術の進展等に伴い産業界に必要な専門知識や技術・技能が高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が発展

#### ③職業に関する各教科・科目の改訂のポイント(現行学習指導要領)

- ・①将来のスペシャリストの育成、②地域産業を担う人材の育成、③人間性豊かな職業人の育成、の3つの観点を基本として、科目の構成や内容を改善。(従前の8教科169科目から8教科188科目で構成)

### 課題例(これまでの各種提言から)

#### ①今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)(平成23年1月中央教育審議会)

- ・基礎的・基本的な知識・技能の定着と問題解決能力等の育成
- ・長期実習等、実践的な教育活動の実施、実務経験者の登用
- ・地域や産業圏との密接な連携による学科整備・教育課程編成

#### ②中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ(平成26年6月)～高校教育の質の確保・向上に向けて～

- ・先進的な卓越した取組の推進・検証
- ・大学、専門学校等外部機関との連携促進

#### ③まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月閣議決定)

- ・地元の企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立により、地域を担う人材育成を促進
- ・卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上

105



## 道徳の時間の課題例

学校間や教師間の差が大きく、例えば次のような課題が見られることも。

- 「道徳の時間」は、各教科等に比べて軽視されがち
- 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導
- 児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正

## 具体的なポイント

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
  - ・ 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ☑ 数値による評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

## 「考え、議論する」道徳科へ質的に転換

平成27年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組可能

## <検討の方向性>

- **改正小・中学校学習指導要領の着実な実施のための方策。**
  - **改正小・中学校学習指導要領の趣旨を踏まえた高等学校における道徳教育の在り方。**
- ※検討に当たっては、公民科等における内容の改善と併せて検討。

# 総合的な学習の時間について

## 総合的な学習の時間の目的

※【 】内は参考にしたデータ等

- **目標:**横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。
- **内容:**目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題(例えば、現代的な課題や教科横断的、総合的な課題など)を設定。

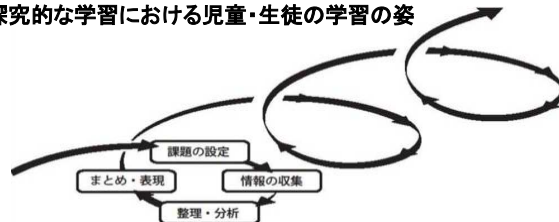
## OECD PISA調査の結果と総合的な学習の時間

PISA2012調査報告書(PISA2012 Results:Creative Problem Solving – Students' Skills in Tracking Real-Life Problems-)より

…日本はPISA2012調査において全ての教科でトップかトップに近い成績を収めているが、問題解決についても例外ではない。…この問題解決のスキルの育成は、教科と総合的な学習の両方において、クロスカリキュラムによる生徒主体の活動に生徒が参加することによって行われているものである。…カリキュラムと授業をより子どもの関心を引く学習に変えようとする日本の継続的な取組は、PISAの良い成績を生み出しただけでなく、2003年から2012年にかけての生徒の学校への帰属意識や学習の姿勢の顕著な改善という結果を生み出している。

## 総合的な学習の時間の成果(全国学力・学習状況調査の結果より)

総合的な学習の時間における探究的な学習における児童・生徒の学習の姿

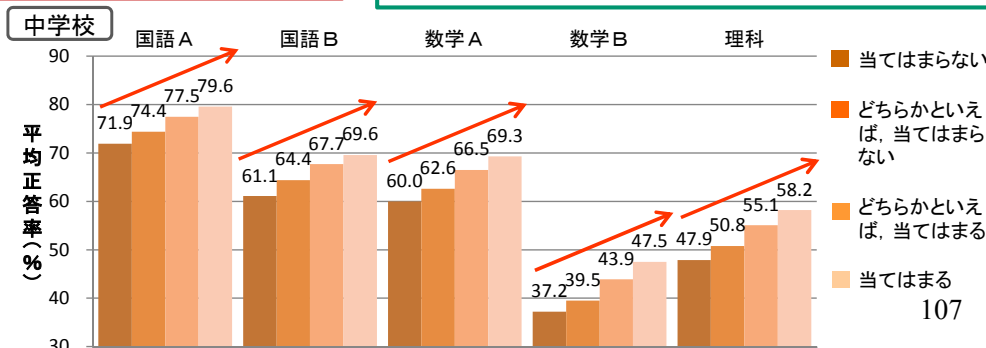


- 日常生活や社会に目を向け、児童・生徒が自ら課題を設定する。
- 探究の過程を経由する。
  - ① 課題の設定
  - ② 情報の収集
  - ③ 整理・分析
  - ④ まとめ・表現
- 自らの考えや課題が新たに更新され、探究の過程が繰り返される

総合的な学習の時間において、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる児童生徒ほど各教科の正答率が高い。【H27全国学力・学習状況調査】

生徒質問紙(37):「総合的な学習の時間」では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」

※小学校においても同様の結果。



# 特別活動について

## 特別活動の目標

※【 】内は参考にしたデータ等

目標:望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団(や社会)の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の(人間としての)生き方(在り方)についての考え(自覚)を深め、自己を生かす能力を養う。

内容:学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動(小学校)、学校行事

## 児童生徒の特別活動に関する意識

○児童生徒の多くが学校生活で楽しいこととして「学校行事」「クラブ活動・部活動」を選択している。

【学校教育に関する意識調査(平成15年 初等中等教育局教育課程課)】

○我が国の中高生は、諸外国の同世代に比べ、「自分の力で社会を変えられる」という意識が低い。

【中学生・高校生の生活と意識 -日本・アメリカ・中国・韓国の比較-(平成21年(財)一ツ橋文芸教育振興協会、(財)日本青少年研究所)】

## 学生の能力に関する学生自身と企業の意識

○「粘り強さ」「チームワーク力」「主体性」「コミュニケーション力」といった能力について、学生自身は比較的身に付けていると考えているが、企業は不足していると認識しており、両者の認識には差がある。

		粘り強さ	チームワーク力	主体性	コミュニケーション力
既に身につけられている	学生	16.8%	12.8%	5.2%	8.6%
	企業	0.8%	2.4%	2.3%	6.8%
不足している	学生	3.0%	2.3%	5.6%	8.0%
	企業	16.3%	15.4%	20.4%	19.0%

(学生の認識)  
「十分出来ている」  
(企業の認識)  
「まだまだ足りない」

【大学生の「社会人観」の把握と「社会人基礎力」の認知度向上実証に関する調査(平成21年 経済産業省)】

## いじめの問題における特別活動の意義

「いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、生徒指導はもとより、特別活動などの体験学習などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進める必要」がある。

【生徒指導提要より(平成22年 文部科学省)】

## 2030年に向けた教育の在り方に関する第2回日本・OECD政策対話 主な意見より

○教科教育と教科横断的教育のバランスの重要性

ー 日本のように「特別活動」のような良い事例を分析するフレームワークがあることは、良い事例を理解することにつながる。

108

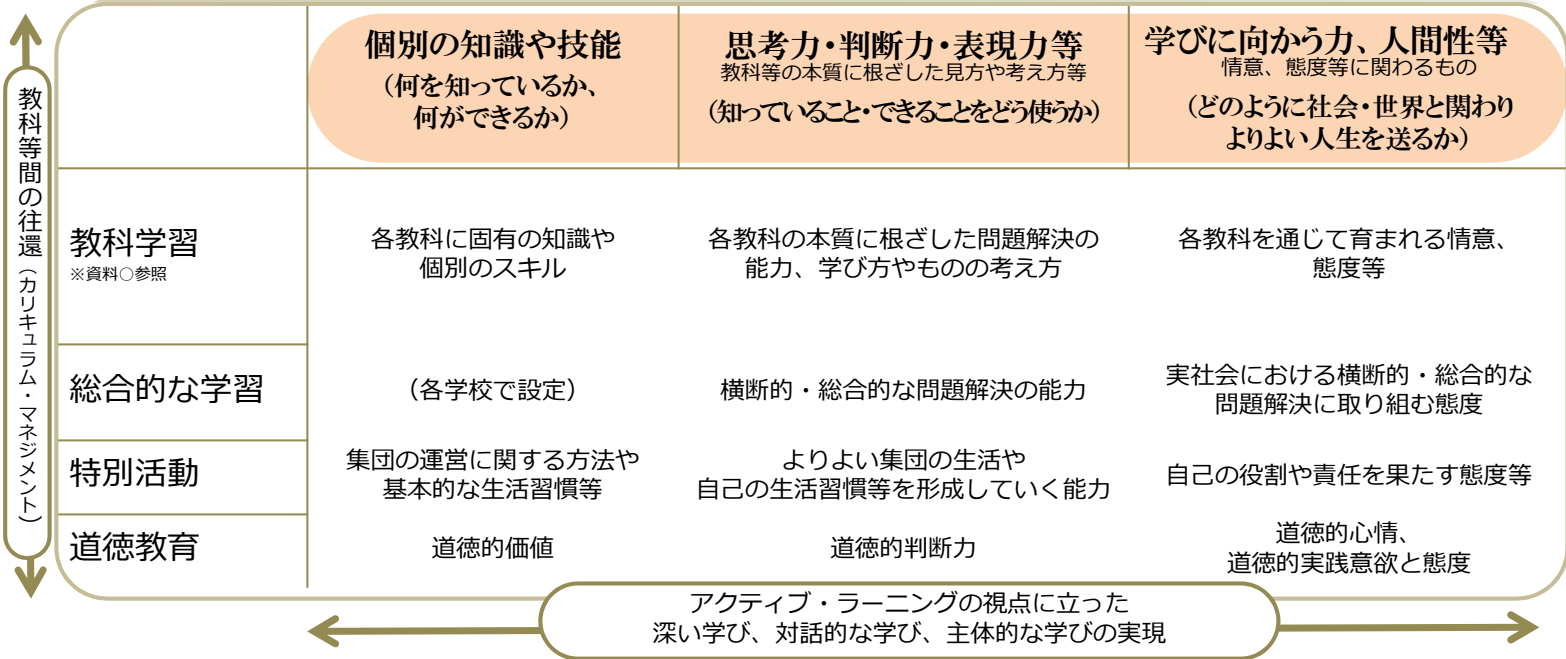
## 6-2. 各教科等の今後の方向性(高等学校)

# 学習指導要領等の構造化のイメージ（仮案・調整中）

下記のような構造をイメージしながら、各教科等の意義や教科・科目等の構成、各教科・科目等の内容を見直す必要があるのではないか。その際、教える側の視点だけではなく学習する側の視点にも立ち、学習プロセスの在り方や身に付ける資質・能力等について整理していく必要があるのではないかと。

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質の育成を期す

教科横断的・総合的に育成すべきさまざまな資質・能力



○幼児教育においては、主体的な活動である遊びを通じて総合的に指導。

110

## 全ての生徒に共通に育むべき資質・能力と、高等学校各教科の必修教科目の関係等（仮案・調整中）

	個別の知識や技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考力・判断力・表現力等 教科等の本質に根ざした見方や考え方等 (知っていること・できることをどう使うか)	学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの (どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)	資質・能力の育成のために重視すべき学習過程等の例
国語	話すこと・聞くことにおける知識・技能 書くことにおける知識・技能 みることにおける知識・技能 国語の特質に関する理解	実社会・実生活に生きる国語の能力	国語を尊重してその向上を図る態度など	【話すこと・聞くこと】 目的理解・課題発見 話題設定 取材 構成 対話 評価 交流 振り返り 音声表現の活用 【書くこと】 目的理解・課題発見 題材設定 取材・表現の工夫 構成 記述 推敲 交流 振り返り 文章表現の活用
	読むことにおける知識・技能 古典を含む我が国の言語文化等に関する理解 国語の特質に関する理解	我が国の伝統的な言語文化を今に生かし活用できる能力	我が国の言語文化に対する関心など	【読むこと・みること】 目的的理解 読書行為等の課題設定 選書・情報選択 表現に即した理解 テキストの解釈 考えの形成 交流 振り返り 読書・情報活用
地理	地図や地理情報システムなどの地理的な技能 地球規模の自然システム、社会・経済システムの理解	位置と分布、場所、地域などの空間概念を捉え追究する地理的な見方や考え方	持続可能な社会づくりに向けて、地球的課題や地域的課題の解決を模索する態度など	地理的事象の認識 課題の設定 地図や統計資料を用いた追究や調査 地図化による表現や図表等によるまとめ 振り返り
歴史	日本及び世界の歴史の考察に関わる概念の理解 歴史に関わる諸資料を活用する技能	自国の歴史、グローバルな歴史を横断的・相互的に捉え、諸資料を活用して、歴史に関わる諸課題を考察する力	国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚など	歴史的事象の理解 学習課題の設定 諸資料に基づく調査・考察 まとめ・表現・討論等 振り返り

111

	個別の知識や技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考力・判断力・表現力等 教科等の本質に根ざした見方や考え方等 (知っていること・できることをどう使うか)	学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの (どのように社会・世界と関わり よりよい人生を送るか)	資質・能力の育成のために 重視すべき学習過程等の例
公民	現代社会の諸課題を捉え、 考察し選択・判断していく ために必要な概念的な枠組 み等の理解	国家・社会の形成者として必 要な選択・判断を主体的に行 い、他者と協働しながら様々 な課題を解決していく力	社会参画への意欲や態度 現代社会に生きる人間として の在り方生き方についての自 覚など	課題の発見・解決に向けた実践的な学習 (討論、ディベート、模擬投票、模擬裁 判など) 振り返り 個人と社会の関係を学び、論理的思考を 育む訓練 インターンシップ等の準備と振り返り
数学	数学における基本的な概念 や原理・法則の体系的理解 事象を数学化したり、数学 的に解釈・表現したりする こと	事象を数学的に考察・表現し、 数学的論拠に基づいて判断し 問題を解決したり、数学的な 考え方を発展させたりする力	数学のよさの認識、数学的論 拠に基づき判断する態度など	疑問や問いの発生 定式化による問題設定 問題の理解 解決の計画、実行、検討 新たな疑問や問い、推測などの発生
理科	理科における基本的な概念 や原理・法則の体系的理解 探究のために必要な実験・ 観察等の技能	自然の事象を目的意識を持っ て観察・実験し、科学的に探 究する力	科学的な自然観、科学的に追 究する楽しさや科学の果たす 役割の認識、科学的根拠に基 づき判断する態度など	自然事象の把握 問題の設定 予想・仮説の設定 検証計画の立案 観察・実験の実施 結果の処理 推論 表現
保健体育	体の動かし方や技能、体力 の高め方を理解し、運動の 技能として発揮したり、身 体表現したりすること スポーツに関する科学的知 識や文化的意義等の理解	自己や仲間の運動課題を解決 する過程などを通して、生涯 にわたって、豊かなスポーツ ライフを継続できる資質や能 力	公正、協力、責任、参画に対 する意欲及び健康・安全を確 保することで運動の楽しさや 喜びを深く味わうことのでき る態度	運動観察を通して課題を指摘したり、課 題解決のアイデアを伝え合ったりする活 動 個人やグループの課題解決に向けて、合 意形成に貢献する活動 課題解決の過程を踏まえ、目標や課題の 設定と練習方法を選択・実践し見直す活 動 ICT、学習カード等の活用による課題 や作戦、戦術等を分析するなど、運動観 察や自己評価、相互評価する活動 競技会や発表会の主体的な企画や運営 など
	個人及び社会生活における 健康・安全についての総合 的な理解	健康の事象を科学的に思考・ 判断し、生涯を通じて自らの 健康を適切に管理し改善して いく能力	自他の健康の保持増進のため にコミュニケーションを図つ たり、主張したりする態度、 健康な社会づくりに参画する 態度など	健康課題の発見 健康情報の収集・分析 課題解決の方法の検討 個人及び社会生活への適用・応用・発信

112

	個別の知識や技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考力・判断力・表現力等 教科等の本質に根ざした見方や考え方等 (知っていること・できることをどう使うか)	学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの (どのように社会・世界と関わり よりよい人生を送るか)	資質・能力の育成のために 重視すべき学習過程等の例
音楽	【表現】 ・音楽表現の工夫に関すること ・工夫したことを歌唱、器楽、創作で表すた めの技能 ・表現の活動を通した、音楽文化について の理解に関すること 【鑑賞】 ・音楽がもつよさや美しさなどを味わうこと に関すること ・鑑賞の活動を通した、音楽文化について の理解に関すること	【表現の能力】音楽を形づくっている要素を 知覚し、それらの働きを感じながら、音楽 表現を工夫し、表現意図をもち、それらを生 かした音楽表現をするための技能を身に付け、 創造的に表す能力 【鑑賞の能力】音楽を形づくっている要素を 知覚し、それらの働きを感じながら、解釈 したり価値を考えたりして、音楽に対する理 解を深め、よさや美しさを楽しむ能力	・音楽への関心・意欲・態度 ・感性 ・生涯にわたり音楽を愛好する心 情 ・音楽文化を尊重する態度 ・音環境への関心 ・豊かな情操 など	【表現の活動】 ・曲想を感じ取る ・表現のイメージをもち ・文化的・歴史的背景などを理解する ・音楽表現を試しながら表現意図をもち、表現意図を生か した音楽表現をする 【鑑賞の活動】 ・音色の特徴と表現上の効果とを関わらせて感じ取る ・文化的・歴史的背景などを理解する ・根拠をもって批評する
美術	【表現】 ・発想や構想することに関すること ・創造的に表現するための技能 【鑑賞】 ・作品などのよさや美しさなどを感じ取り味 わうことに関すること ・美術文化についての理解に関すること	【表現の能力】感性や想像力を働かせて、主 題を生成し、創造的な構想を練り、それらを よりよく表現するために必要な技能を身に付 け活用し、創意工夫して表現する能力 【鑑賞の能力】美術や美術文化を幅広く理解 し、そのよさや美しさを創造的に感じ取り味 わう能力	・美術への関心・意欲・態度 ・感性 ・生涯にわたり美術を愛好 する心情 ・美術文化を尊重する態度 ・豊かな情操 など	【表現の活動】 ・主題を生成し、表現形式の特性などを考え、構想を練る ・美的直感力や柔軟な思考力、判断力を働かせて発想し、 構想を練る ・意図に応じて材料や用具の特性を生かして表現する ・自分が生成した主題を追求する 【鑑賞の活動】 ・言葉で考えを整理したり、批評し合ったり討論したりす ることで見方や感じ方を広げる ・自己を見つめ、自分の価値意識をもって美術や美術文化 を捉える
工芸	【表現】 ・発想や構想することに関すること ・創造的に表現するための技能 【鑑賞】 ・作品などのよさや美しさなどを感じ取り味 わうことに関すること ・工芸の伝統と文化についての理解に関する こと	【表現の能力】感性や想像力を働かせて、心 豊かな発想をし、よさや美しさなどを考え制 作の構想を練り、それらをよりよく制作す るために必要な技能を身に付け活用し、創意 工夫して表現する能力 【鑑賞の能力】工芸や工芸の伝統と文化を幅 広く理解し、そのよさや美しさを創造的に感 じ取り味わう能力	・工芸への関心・意欲・態度 ・感性 ・生涯にわたり工芸を愛好 する心情 ・工芸の伝統と文化を尊重 する態度 ・豊かな情操 など	【表現の活動】 ・自己の思いや社会的な視点に立ち、美しさや機能性を求 め発想し、構想を練る ・客観性、柔軟性を備えた観察力や理解力を働かせて発想し、 構想を練る ・制作方法を理解し、意図に応じて材料や用具を活用した り、手順や技法を吟味し、創意工夫したりして制作する 【鑑賞の活動】 ・言葉で考えを整理したり、批評し合ったり討論したりす ることで見方や感じ方を広げる ・心豊かな生活や社会を創造していくことの意義を理解し、 自分の価値意識をもって工芸や工芸の伝統と文化を捉える
書道	【表現】 ・書表現の構想や工夫することに関すること ・創造的に表現するための技能 【鑑賞】 ・作品などのよさや美しさなどを感じ取り味 わうことに関すること ・書の伝統と文化についての理解に関するこ と	【表現の能力】書表現の諸要素を感じ、感 性を働かせながら、自らの意図に基づいて構 想して表現を工夫し、効果的な表現の技能を 身に付け表す能力 【鑑賞の能力】文字や書の伝統と文化につ いて幅広く理解し、その価値を考え書のよさや 美しさを創造的に味わう能力	・書への関心・意欲・態度 ・感性 ・生涯にわたり書を愛好する心情 ・書の伝統と文化を尊重する態度 ・豊かな情操 など	【表現の活動】 ・書の古典がもつ表現の諸要素を感じ、表現を工夫する ・感性を働かせ、自らの意図に基づいて作品を構想する ・意図に応じて用具・用材の特性を生かして効果的に表現 する 【鑑賞の活動】 ・言葉で考えを整理したり、根拠をもって批評し合うこと で、書に対する見方や感じ方を広げる ・歴史的背景や生活と社会との関わりから文字や書の伝統 と文化への理解を深める

113

《現行科目》



- ・教材の読み取りが中心になりがちで、国語による主体的な表現等が重視されていない。
- ・話し合いや論述など、「話す・聞く」「書く」ための学習が低調。
- ・古典の学習について、日本人として大切にしてきた文化を現代に生かそうという観点が弱く、興味が高まらない。
- ・情報活用能力という観点から、映像も含む多様なメディア表現から情報を読み取り、表現していく力が必要。

## 選択科目の在り方

- 近代以降の口語体の文章（現代文）を中心に、古典としての古文・漢文を含めて扱うなど、総合的な国語の能力を育成する科目**
- 多様な文章等から得た情報を基に**自分の考えをまとめ、適切な構成等で表現する能力を育成する科目**
- 文学的な文章（小説、随筆・随想、脚本等）を読んだり書いたりする能力を育成する科目**
- 古典としての古文・漢文を読むことを通して、**我が国の伝統的な言語文化への理解・関心**を深める科目

## 共通必修科目の在り方

- 実社会・実生活に生きる国語の能力**に関する科目
  - ・「話すこと・聞くこと」「書くこと」といった、表現に関わる能力の育成を重視
  - ・話し合いや論述などの活動を重視
  - ・ビジュアルリテラシーの育成に対応する「みること」を指導
- 古典を含む**我が国の言語文化**に関する科目
  - ・古典及び古典以外の文章に関わる言語文化を理解し、社会や自分との関わりの中で生かす学習を重視
  - ・「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」を中心とする指導

《改訂の方向性（案）》

# 高等学校 公民科目の今後の在り方について（検討素案）

課題

資質・能力

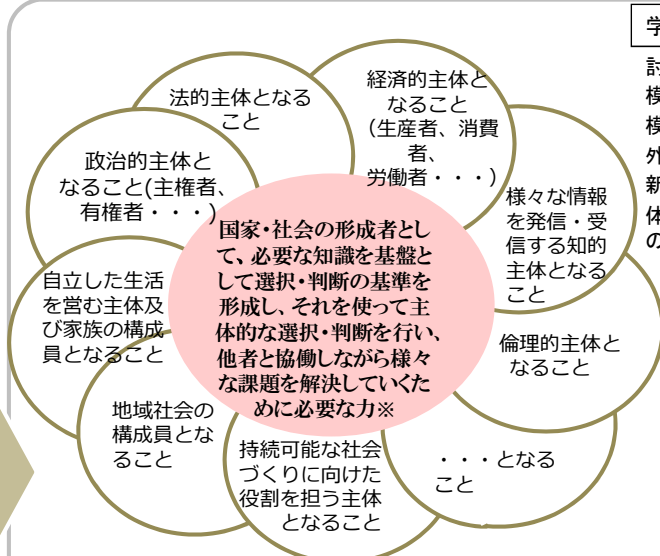
（新科目「公共」（仮称）のイメージ）

学習活動の例

- 討論、ディベート
- 模擬選挙、模擬投票
- 模擬裁判
- 外部の専門家の講演
- 新聞を題材にした学習
- 体験活動、インターシップの準備と振り返り…

関係する専門家・機関

- 弁護士
- 選挙管理委員会
- 消費者センター
- 報道機関
- 留学生
- 企業 経済団体
- 起業家
- NPO、NGO…



「公共」の扉（なぜ「公共」を学ぶのか）<仮>

社会的・職業的な自立や社会参画に向けた意識 社会と個人との関わりについての倫理思想 アイデンティティー 自己実現…

様々な主体としての私たちの生き方<仮>

社会保障（年金、健康保険等） 情報 消費行動 契約 財政と納税 雇用 政治参加（選挙等） 家族（制度的側面など） 自由・権利 責任・義務…

持続可能な社会づくりの主体としての私たち<仮>

文化と宗教の多様性 国際平和 社会的な課題発見・解決に向けた探究…

①積極的に社会参加する意欲が国際的に見て低い

②現代社会の諸課題等についての理論や概念の理解、情報活用能力、自己の生き方等に結びつけて考えることに課題

③課題解決的な学習が十分に行われていない

④キャリア教育の中核となる時間の設定

○立場や文化によって意見の異なる様々な課題について、その背景にある考え方を踏まえてよりよい課題解決の在り方を協働的に考察し、公正に判断、合意形成する力  
課題解決のための論理的な思考

○様々な課題を捉え、考察するための基準となる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を通して習得する力

新科目を通じて育成する資質・能力

○公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

○現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚

※新科目の構成においては、現行の関連する科目だけでなく、各教科・科目等との連携・役割分担を念頭に置きながら検討。  
※具体的なスキル・リテラシーとしてどのような力を、どのような学習活動を通じて育むかという議論も必要。

<参考>

・学校における道徳教育は、…人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科の属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。（「高等学校学習指導要領総則第1款 教育課程編成の一般方針」）

# 高等学校 歴史科目の今後の在り方について（検討素案）

現行歴史系A科目	課題	資質・能力	新科目のイメージ
<p><b>世界史A</b></p> <p>1 世界史へのいざない 2 世界の一体化と日本 3 地球社会と日本</p> <p><b>関連付け</b></p> <p><b>日本史A</b></p> <p>1 私たちの時代と歴史 2 近代の日本と世界 3 現代の日本と世界</p>	<p>①世界史や日本史の学習は大切だと考える生徒は増加。一方、近現代の学習の定着状況が、他の指導内容に比べて低い傾向。</p> <p>②世界史か日本史かの二者択一ではなく、グローバルな視野で現代世界とそこでの日本の過去と現在、未来を考える歴史認識を培うことが必要との指摘。</p> <p>③調べたことを発表させる活動や課題解決的な学習を取り入れた授業等が十分に行われていない。</p>	<p>○自国のこと、グローバルなことを、横断的・相互的にとらえる力</p> <p>○現代社会の形成過程を理解し、その諸課題を考察する力</p> <p><b>世界史必修から、我が国の伝統と向かい合い、今を知るための歴史科目の新設へ</b></p> <p>○持続可能な社会作りへ参画する態度</p> <p>○国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚</p>	<p><b>自国のこと、グローバルなことが影響しあったり、つながったりする歴史の諸相を学ぶ科目「歴史総合」(仮称)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本の動向と世界の動きを関連付けて捉える。</li> <li>● 現代的な諸課題を歴史的に考察するため、<u>近現代における、歴史の転換等を捉えた学習を中心とする</u></li> <li>● 歴史の転換の様子を捉える「<u>継続と変化</u>」、因果関係を捉える「<u>原因と結果</u>」、特色を捉える「<u>類似と差異</u>」などの、<u>歴史の考察を促す概念を重視する</u></li> <li>● 歴史の中に「<u>問い</u>」を見出し、資料に基づいて考察し、互いの考えを交流するなど、<u>歴史の学び方を身に付ける</u></li> </ul>

## <参考>

現行中学校社会科の歴史的分野の学習では、我が国の歴史の大きな流れの理解をねらいとしている。(各時代の特色を捉える学習他)

116

# 高等学校 地理科目の今後の在り方について（検討素案）

現行地理A科目	課題	資質・能力	新科目のイメージ
<p><b>地理A</b></p> <p>(1)現代世界の特色と諸課題の地理的考察 (2)生活圏の諸課題の地理的考察</p>	<p>①地理は選択必修で、選択者も世界史、日本史に比べて少ないことから、最低限の地理的技能をもたず高校を卒業する者が多い。</p> <p>②地球環境の危機や防災に関する教育の必要性、地理的思考力や地理情報システム(GIS)などを活用できるスキルの育成等が重要であるとの指摘。</p> <p>③観察や調査・見学、体験を取り入れた授業等が十分に行われていない。</p>	<p>○地理的な技能 「実践的な社会的スキルとしての GIS活用」</p> <p>○地理的知識と地理的理解 「地球規模(グローバル)の自然システム、社会・経済システムの知識と理解」</p> <p><b>新科目を通じて育成する資質・能力</b></p> <p>○地理的な見方や考え方 「空間概念を捉える力」</p> <p>○態度と価値観 「地域、国家的及び国際的な課題解決を模索する献身的努力」</p> <p>(「ルツェルン宣言における『持続可能な開発を執行する地理的能力』による) )</p>	<p><b>持続可能な社会づくりに必須となる地球規模の諸課題や、地域課題を解決する力を育む科目「地理総合」(仮称)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地図や地理情報システムなどの汎用的な地理的技能の育成</li> <li>● 位置と分布、場所、地域などの概念を捉える<u>地理的な見方や考え方</u>の育成</li> <li>● グローバルな視点からの<u>地域理解と課題解決的な学習の展開</u></li> <li>● <u>持続可能な社会づくりに関わる資質・能力を育み、以降の地理学習等の基盤を形成</u></li> </ul>

## <参考>

- ・中学校の地理的分野において充実した地誌学習により獲得した知識等を活用し、国内外の諸課題等を主眼的に扱う。
- ・本科目履修後の地理歴史科の科目や他教科において活用できる、GISをはじめとする地理的な技能や、世界のグローバル化、持続可能な社会づくりといった考え方を身に付けさせる。

117